

第四章

大正時代の富山売薬業



オウレン (黄連)

第一節 第一次世界大戦と富山売薬業

一、富山県産業の代表

大正三年（一九一四）七月、第一次世界大戦が勃発した。主戦場がヨーロッパであったために、日本では戦争景気を招来することになった。勃発前の日本経済は、深刻な不況であったが、大正五年（一九一六）下半期から戦争が拡大すると共に好況に転じていった。

ヨーロッパでの交戦諸国が、軍需品、その他の供給をわが国に求めたことと、戦争のためそれまで掌握していたアジア市場から後退せざるを得なくなつて、代りに日本商品が大量に進出可能となつたからである。

特に大正三年十一月七日の青島港陥落は、ドイツの権益下にあつた山東半島をわが国の中国侵略の決定的な足場として確保する出来事であつた。青島に建設された港湾と輸送網は、中国で最もよく整備されていた。このこと済南は鉄道で結ばれ、そこから北方へは華北、満州へ、南方は華中、上海・南京へとつながる軍事、経済上の要衝であつたわけである。

ドイツの権益譲渡と日本の経済活動にかかわる利権の要求が、大正四年（一九一五）一月十八日、対華二十一カ条要求として袁世凱政権に突きつけられたのである。中国大陸侵略の日本の姿勢を中国民衆に明瞭に示したものであり、その後長期間に亘る抗日、排日運動の引き金ともなつたのである。

富山売薬業は明治時代においても、富山県の代表的産業であったが、大正時代は、それは二つの面でいよいよ確定的な基盤をつくりあげていった。

大正時代は、富山売薬業にとつては、外において第一次世界大戦がおこつて、わが国の未曾有の繁栄の中で大きく成長し、内において会社組織が発展して、大きな発展期を迎えた。主要な生産は会社組織に依存した。

大正元年の売薬生産額は五〇二万円であつたが、十五年後の昭和元年には二、七一〇万円で大きく伸びたのである。それは単なる量的拡大であるだけでなく、富山県鉱工業生産の中の比重ないし意味が大きくなるという質的意味も含んでいる。即ち、鉱工業生産額は大正元年には一、七八九万円で売薬はこのうち二三・七%を占めたが、昭和元年には一億〇三七五万円で売薬は二六・一%に高まつたのである。勿論鉱工業生産の第一位であり、第二位の酒類が一・一三%、第三位の絹織物が一一・一%をしめたのにくらべて桁違いに重要であつた。それが昭和元年には第一位の売薬にくらべ、第二位の絹織物は僅かに七・二%、そして第三位の綿織物も五・一%をしめたのに対して一層大きな比重を高め、文字通り富山県最大のそして代表的な産業であつた。

二、薬価暴騰と薬草の自給策

(ア) 原料薬の大暴騰

第一次世界大戦による物価高は、各分野に亘つたが、特に医薬品は、大阪の薬種商の買占めと品不足が影響して価格が暴騰した。

大正三年九月十五日の「富山商業月報」では五九品目について戦前との価格比較をしているが、二三品目が二倍以

上の価格になっている。その中で、セメンシーナ、木香、紅花の三品目は十倍以上の高値となっている。同誌は当時の様子を次のように述べている。

薬品の大暴騰

今回の戦乱により、最も甚大なる打撃を被りたるは薬品なり。我国に於て産する医薬及び化学工業薬の原料は、僅かに氷酢酸、苛性曹達に過ぎずして、其他の医薬原料はドイツより、化学工業薬原料は英米より供給を受くるものなるにより、戦乱突発早々、大阪の薬種商等は、輸入杜絶の結果前途品切れとなるを見越して、猛烈なる買占めを始めし為、市価はみるみる奔騰して、工業薬品は三割乃至六割方、医療薬品は十割乃至二、三十割方という未曾有の大狂騰を現わし、漢薬もまたその余波を受けて五分乃至四割方の高値を呼び、為めに工業会社中には一時事業を休止するものさえ続出するに至れり。

茲に於て医師社会にては、之れが応急救済策を政府当局に訴へしより、遂に内務大臣は一面に薬品輸出制限の省令を發し、一面に各地当業者に訓戒を与へたる結果、さしにも熱狂せし相場も漸次に冷却し来りしも、今や内地の在庫品は大体に於て半ヶ年を維持しうるに過ぎざるを以て、若し戦乱にして尚それ以上に永續せんには、更に工業会社及び薬種売薬商の休業を見んとする虞なきにあらず。

此の影響により、多大の薬品消費地たる我が富山地方の如きも、一時は殆んど相場の立たざることあり、其の暴騰の那辺に止まるか知る能わざりしが、頃日は当局者の注意を受け各当業者共に在庫品の多寡によりて参酌し、成るべく需要者の便宜を図るの現状なるを以て、阪地の相場に比すれば、概して幾分の安値なるも、東京、大阪の入電頻々たるより落付きたる市価を見る能わず。

また、同誌より約一年半後の富山日報は、薬品価格の騰貴に業を煮やした富山薬種商が京阪の薬品直輸入業者に對抗して、直接輸入を企画し、自らの団結を強化してこの難局を乗りこえようとした状況を次のように報じている。

近時戦乱の影響を受けて物価の暴騰甚しく殆んど停止する処を知らず、殊に薬品の大暴騰は県下売薬業者の一大打撃にして、加ふるに紙、用器、印刷代等悉く騰貴したるを以て平時所要の資金の約三倍も持たざれば仕入れを為す事能はず、小資本家は勢ひ数量に於て減ずるより外なく、去りとて数量を減ずれば従来挙げ得たる利益を収むること能はず、今や仕入時期に際し何れも苦心慘憺の状態なり

△騰貴の一原因 薬品の大部分は戦乱前は戦乱前は勿論独逸より仰ぎ居たるも、戦争勃発以後は英国及び米国より輸入し居れるが、無論戦争の爲め自然の騰貴は止を得ざるも、近時の乱調子は全く京阪の薬品直輸入問屋（六軒と聞く）がトラストを組み、大々の暴利を貪るが外ならずして、少くとも彼等が輸入値段の四倍余を貪りつゝ、ある事は争ふべからざる事実なり、今試みに当地売薬に用うる重なる薬品に就き戦争前と現今の相場を對比せば左の如し

薬品名	戦争前(一磅)	現今(同上)
アンチピリン	四、二〇	七三、〇〇
アンチヘプリン	四九	一一、〇〇
ピスミット	三、七〇	一一、〇〇
アスピリン	一、七〇	四五、〇〇
フェナセチン	一、七〇	四五、〇〇
サルチルサン	七八	一四、〇〇

ピラミドン

六、〇〇

一七〇、〇〇

キニーネ

八、〇〇

六〇、〇〇

右の内ピラミドンは独逸特有のものなれば大暴騰は止を得ざるも、其他は英米より輸入しつゝ、あるものにして此外二倍の騰貴は枚挙に遑あらず

△對抗運動 斯くの如き状態が若し今後一年も継続せば、県下売薬の打撃は予想するに難からず、年額七、八百万円の大物産の死活問題なれば、富山薬種商組合にては棄て置かれずと去る六月南新町清源寺にて於て役員会を開き、中田清兵衛(徳次郎氏出席)、金岡又左衛門、高桑直助、松井伊兵衛、大菅昇平、島伊兵衛、松本宗七、寺田久藏、島田商会の諸氏出席し、此際薬種業者団結して売薬業者と提携し、斯る奸商に対し對抗運動を為す事を決議し、先づ一着手に外務省及び農商務省に迫り、大使館を介して英米に於ける製薬会社就て此等薬品の輸入値段及関税其他の調査を依頼し、進んでは京阪問屋の手を経ずして直輸入を為さんとする意気込にして売薬同業組合にも交渉したるに、同組合も大に賛成し近々之が運動の爲め有力者上京の筈なり

△結束の鞏固 右に就て某有力者語つて曰く、茲に最も注意すべきは本県同業者が愈々直輸入を為す時は、彼等京阪トラスト組は必ず之に對抗の爲め、俄かに薬品の値下を為すは火を見るよりも明かにして、万一其際に於て売薬同業者が自ら結束を緩め背信的行為に出づる者ある時は、大骨折つて鷹の餌食となる愚に陥らざるべからざるを以て、充分に結束を固め置く要あり、併し県下の同業者中斯る背徳行為を為す者はあらざるべし、又県下売薬業の死活問題なれば、県当局も宜しく相当の力を至し当業者救済の方法を講せられ度きもの也云々

〔富山日報〕 大正五年二月九日及び『資料集成』五二六頁

薬種不足の解消は容易ではなかった。業者間では、原料価格の高騰に対処するには、地元で薬草栽培を図るべきとの意見が多くなった。大正五年三月十五日、富山県知事は、薬種商の有志と売薬業者を議事堂に招いて懇談した。広貫堂社長の邨沢氏が、製薬事業、薬草栽培組合補助、輸出売薬奨励等について陳情し、特に薬草栽培の具体策が県参事会にとりあげられた。

(イ) 売薬生産への影響

世界大戦によって、輸出品の供給が不可能となると、輸出品のみでなく、国内物価もこれに連動して急上昇した。稲作地帯の富山県で米価が上り、米騒動がおこった。富山売薬業においても、原料薬が値上りし、しかも流通過程を牛耳る大手の薬種商の買占めがあり、比較的経営規模の小さい地方の富山売薬業には、仕入に苦慮せざるをえないし、また生産量も減少せざるをえなくなった。これは先の日清戦争や日露戦争には経験しなかったことであつた。

大正時代の富山県売薬生産額(単位千円)

大正元年	五〇二五
〃 三年	五六〇一
〃 四年	五三一八
〃 五年	五二七三
〃 六年	六二二三
〃 七年	七六三一

〃 八年 九七二三
 〃 九年 一二七七〇

(『資料集成』統計一九)

未曾有の好況期において、右の統計上、大正四年と五年だけの生産額の減少が注目される。富山県統計書に「注」として、それは「欧州戦乱の結果、原料暴騰のため製薬を手控えたるものあるに依る」の説明が付けられているが、正にこの拡大期の中の減少のためであった。

このことについては、明治期では、統計的には行商売上高と売薬税との推移によって、動向が探し求められる。日清、日露の両戦争で、即ち明治一十七、八年と三十七、八年において、大きな変動が統計上は現出していないのであった。

明治期の富山県行商売上高及売薬税の推移(単位千円)

	行商売上高	売薬税
明治二十五年	七四三	一二六
二十七年	八三二	一二四
二十八年	七六九	一三九
三十年	八一	一五五
三十五年	一一四四	不明
三十七年	一六四六	二八〇
三十八年	一七四五	三三三

(ウ) 薬草栽培事業の推進

輸入洋薬一辺倒で生じた窮状から、富山県では、原料薬の生産への方向、そしてそのために、先ず大正五年に薬草園の設立が考えられた。このテストケースとして、富山市内に四カ所が考えられ、栽培簡単な品種から実験栽培が進行した。

また一方、薬草の活用研究には、薬業改良研究会を組織してすすめることとなった。このことについて「薬業新報」は次のように伝えている。

事業の内容

原材薬の自給政策を以て業界発展の第一歩と為す、之は洋薬原料の暴騰は何日回復の見込なき加^{のみならず}之、今后英米仏薬を代用とし輸入洋薬を頼みて製剤の骨子とするが如きは、他日亦た今日の如き場合に逢遭せば、亦た救済を叫ばざるべからざるを以て、此機会に乘じ原料薬の独立を企図するに而^しかず、然るに本事業たるや本県創始の事に属し未だ確実に適裁なるや否やは未知数なるを以て、本年は最小規模を以て当市付近の気候と地質等を調査し、適裁なる薬草を選択して試植する事とせり、而も先般来より調査中なるは、当地に於て温室に頼らずして、容易に栽培せらるべきものは約七十余种に達せり、其重なるものは黄蓮、苔木、セ子^{そご}が、生薑、商陸、人參、薄荷、ホップ、ヂギタリス、健質亜那、ヒヨス等となし、栽培地は富山停車場の裏牛島川^{かわ} 磧の一部、堀川村元共進会跡、薬専校々庭、物産陳列場側空地のヶ所に決定せり、其内物産陳列場空地は当市の借地となり居るを以て市と交渉の上決する事とせり、幸に試植成績佳良なる時は、一大薬草栽培場を設け一面農業の副業に奨励せんとする方針

なり

製薬事業

に就ては現下薬専教諭及民間業者の鋭意研究中にあり、之れが調査費として県より百円を計上し当て、原始薬の調査を促がし、傍ら売薬改良研究会を組織し官民有志一団となりて、隨時会合を開き売薬改善に関する一切の事項を討尋し、進んで製薬事業の創立を企図するは急須欠く可らざる問題として、近く如上発会を見るべく、と同時に製薬原料の研究中なる成績方針も各自に公開せらるべく、近き将来に於て必定製薬会社の創立は信じて疑はざる也

〔薬業新報〕 大正五年四月八日

大正五年にテストケースとして始められた薬草栽培は二年後の大正七年には、県下各地でかなり隆盛となった。大正七年七月十五日の「富山日報」は、県内に産する薬草とその数量及び不足量、移入状況等を詳細に報じている。

県薬草の産出状況

県下に於ける薬草調査に従事せる日本薬剤師会富山県支部員の語る処に拠れば、丹波、丹後地方に於ける薬草栽培事業の盛んなることは一般の認むる処なるが、近時輸出向としては纈草根の栽培に重きを置かる、が如き傾向を示現し来れり、薄荷は多く北海道及秋田県地方に栽培さる、其他野生の薬草に至りては県下に於ても決して少からず、而して山間に於ける林檎若くは桃畑等の土地を利用して黄連、茴香、雪割草の如きを栽培せば相当生産額を得らるべしと信ず、昨年本県の薬学専門学校内に於て栽培せる薬草中茴香の種子約一升位を採取し得たるが、夫を呉羽山に於ける適當の箇所に蒔きたれば頗る妙ならんとの話を聞き居たり、茴香は一坪に四本位を植込みたる後二年経過せるものが一株二十五銭に売れ、又一斤の相場は此頃にては二円価格に上り居れり、氷見郡某篤農

家のサフラン栽培事業の成績は稀れに見る処にして、一反歩の栽培によりて五十余田の収益を得、品質又良好にして神奈川県に於けるものに比し敢て遜色無しと称せらる、而して県下に於ける薬草の産出を調査せるに其の重なるものは△黄連△黄柏△川骨△忍冬△木通△厚朴△赤目は△防風△車前子△三稜△升麻△茅根△慈活△前故△独活△葛根△沢瀉葉△山帰来△荣実△瓜呂根△芍薬△猪苓△竹節人參△半夏△桔梗△茯苓△烏薬△玄人草△荆芥△又度△当薬△陳皮△薄荷葉△五倍子△甘茶△和大黄△桑白皮△苦辛△石菖根△砂参△青木香△生馬人參△辛夷△重薬△枇杷葉△朴実△金銀花△艾葉△延命草△梧桐子△天南星△薏苡仁△美顔石△ヤシヤブシヤク△ヘンチク△三ツ柳△紫蘇葉△舟原草△カモ草△川オワコ△水芭蕉△草角刺△蔓荆子△芦根△ケタテ△乙切草△商陸△杜木△栓木の六十九種の多きを見、是等薬草を産出する各郡地方に就いて記述せば略ぼ其の一般を知るに足れりと信ず

◎黄連 即ち黄蓮草の根は婦負郡(五十貫)、氷見郡(百貫)より年額百十貫位各山間より産出し、立山及び五箇山地方より少量のものを産するも、地方年額の供用高約八百貫にして、地方産出の不足は丹州美州に仰げり

◎黄柏 キハグの木皮は西砺波郡より千五百貫、中新川郡より五百貫を産出し、地方年額五千貫余の供用高とす、其不足は多く越後より輸入す

◎川骨 ガメゾボの根は東砺波郡千貫、西砺波郡千五百貫、上新川郡千貫、氷見郡五百貫の産出あり、地方年額供用高五千貫を下らず、其不足は多く越後より仰げり、然し近年に至り北海道の産出あるも、品質粗悪にして一般に歓迎されず

◎忍冬 カイナ草の蔓は東砺波郡五百貫、上新川郡二百貫及各郡より少量産出す、供用年額は五百貫を下らず、他は之を他県に輸出す

◎木通 アケベ藤の蔓は東砺波郡千貫、西砺波郡五百貫、中新川郡千貫、下新川郡五百貫の産額あり、地方供用額三千貫内外にして、地方出資額と相償へり

◎厚朴 朴の木皮は中新川郡三百貫、東砺波郡四百貫を産出し、供用高年額千二百貫にして、其不足は主として飛驒山中に仰げり

◎赤目 アカメの木皮は中新川郡二百貫、西砺波郡五十貫内外にして、年地方供用額三百貫位なれば収支相償へり

◎防風 浜防風の根は上新川郡三十貫、氷見郡百五十貫位の産額にして、地方供用高と相償へり、然し他県に輸出の見込立たば地方より優に年額三百貫増出見込

◎車前子 東砺波郡三百貫、西砺波郡五百貫、上新川郡五十貫、中新川郡二十貫の産出あり、地方供用高五十貫に過ぎざれども多く他方面に輸出し、目下の産額にては他方の注文に応じ難き有様なり

◎三稜 三角菖蒲の根は東砺波郡三百貫、西砺波郡百五十貫の産額にして、地方の収支相償へり

◎升麻 トラセの根は中新川郡千五百貫、下新川郡千貫、東砺波郡五百貫、婦負郡五百貫の産出にして、年供用高と伯仲なり

◎茅根 ツウイの根は東砺波郡より二百貫位の産出に過ぎざるが、之を以て地方の供用に充つるに足れり

◎玄の草 ギン草は東砺波郡二貫、中新川郡千貫、上新川郡百貫の産出あり、年供用高千貫にして充分なり

◎荆芥 カタホ草は中新川郡五貫、上新川郡五十貫の産出に供用充分なり

◎又度 マタタビ蔓の実は、本県では中新川郡より三十貫の産出に過ぎず、年共用額は二百貫位にして、不足は多く関西に仰ぐ

- ◎当薬 センブリは上新川郡より年産額五十貫に足らず、本県年供用高五百貫以上にして各方面より輸入す
- ◎陳皮 蜜柑の皮は上新川郡より年額二百貫に過ぎず、地方年供用額二千貫以上にして各国より輸入す
- ◎薄荷葉 ハッカは上新川郡より百五十貫の産出あり、地方供用高年額三百貫にして、不足は信州より仰ぐ
- ◎五倍子 コブシは西砺波郡に於て十貫を産出するに過ぎず、年供用額二百貫にして不足は多く飛州山中に仰げり
- ◎甘茶 アマ茶は婦負郡より年額千五百貫なり、地方供用高は二千五百貫とす、依つて不足は信州に仰げり、而して甘草根の代用として成績最も良好とす、本県よりも毎年益々増加の見込也
- ◎和地黄 マスイソの根は東砺波郡百五十貫、上新川郡三百貫の産出あり、是にて地方供給も充分なり
- ◎桑白皮 桑の根の皮は東砺波郡に於て三十貫の産出あり、地方供用額は十貫内外にして、他方面より其の不足を仰げり
- ◎苦辛 クララの根は東砺波郡百五十貫、氷見郡三百貫の産出あり、是にて地方供用充分なり
- ◎石菖根 セキシヨウの根は東砺波郡より三十貫位の産出あるを以て、地方の供用充分なり
- ◎砂参 サムシヤの根は氷見郡五十貫、東砺波郡二十貫の産出に過ぎず、地方供用額年五百貫にして、不足は他方面より仰げり
- ◎青木香 モッコ蔓の根は上新川郡より十貫の産出ありて充分供用を足すことを得
- ◎生馬人參 ガガメの根は中新川郡より二百貫、西砺波郡より百貫の産出ありて地方の供用充分なり
- ◎辛夷 木の若芽は東砺波郡より五十貫の産出あり、地方供用年額百五十貫にして、不足は他方面より輸入す
- ◎重薬 ドクダメの葉は東砺波郡百貫、中新川郡百貫の産出あり、地方の供用充分なり

◎批杷葉 批杷の木の葉は上新川郡百五十貫、東砺波郡百貫、氷見郡百貫の産出ありて、地方の供給を充たすことを得

◎朴実 朴の木の葉は中新川郡より六十貫位の産出ありて地方の供用充分なり

◎金銀花 忍冬蔓の花は東砺波郡より十貫内外の産出ありて地方供用充分なり

◎艾葉 ヨモギの葉は東砺波郡より五十貫、上新川郡より三百貫の産出ありて地方供用充分とす

◎延命草 モグサは中新川郡より年額二百五十貫以上の産出あり、地方供用額としては年額五十貫内外に過ぎず、他は京阪地方に輸出す

◎梧桐子 梧桐の実は上新川郡より年額十五貫内外の産出あり、地方供用は是にて充分足れり

◎天南星 蛇タイハナの根は上新川郡より五貫位の産出あり、地方供用年額二十貫内外にして不足は多く大阪方面より輸入す

◎薏苡仁 麦ズグマの実は婦負郡に於て年額二十貫内外を産出す、地方供用年額約百貫にして不足は他方面に仰げり

◎加砂仁 馬菖蒲の根は中新川郡より五十貫、東砺波郡より三十貫の産出ありて地方供用充分

◎美顔石 松藤の木は西砺波郡より百五十貫、中新川郡より二十貫の産出ありて供用充分なり

◎ヤシャブシヤク 同上は西砺波郡より二十貫内外の産出あるのみにて地方供用年額百貫以上

◎ヘンチク 同上は東砺波郡より年額五十貫産出供用充分なり

◎三ツ柳 同上は東砺波郡より年額五十貫の産出あり供用充分

◎紫蘇葉 チソの葉は婦負郡より年産額三十貫内外に過ぎず、地方供用年額百貫以上にして其不足は加州に仰げ

り
◎舟原草 舟原蔓は東砺波郡より二百貫、上新川郡より五十貫の産出あるのみ、地方供用額七百貫以上にして、不足は各方面より輸入す

◎カモ草 スイバナ草は東砺波郡より二十貫、上新郡より五十貫の産出ありて供用足れり

◎川オワコ 川茂草は婦負郡より五百貫の産出あり、地方の供用充分なり

◎水芭蕉 川茂草は中新川郡の他より年額五十貫の産出ありて供用充分なり

◎草角刺 サイカツの実は東砺波郡より五十貫、西砺波郡より五十貫の産出ありて供用不足也

◎蔓荆子 マサグサの実は下新川郡より年額二十貫の産出ありて供用充分なり

◎芦根 ヨシの根は東砺波郡より年額五十貫の産出有供用充分

◎ケタテ 赤マ、の木は東砺波郡より年額五十貫の産出ありて供用充分なり

◎乙切草 同上は東砺波郡より三十貫の年産ありて供用充分

◎商陸 ヤマゴボの根は中新川郡より十貫に足らざる産出なり、地方供用額約四十貫にして他方面より輸入す

◎朴松木 ネツキ松の木は中新川郡より五十貫、東砺波郡より百貫の年額産出ありて地方供用充分なり

◎桧木 同上は富山市より百貫、東砺波郡より五十貫の産出ありて供用足れり

以上七十種の外大和、信濃、飛驒、丹波、越前、越後各方面より産出する薬種の一部にして、県下に採取するもの及栽培するものありと雖も皆少量にして論ずるに足らず
〔富山日報〕大正七年七月十五日

前述の主要薬草を郡市別にまとめると、表の様になる。中新川郡・上新川郡・東砺波郡・西砺波郡の山間部を広く

富山県郡市別薬草の生産状況 (大正7年)

(単位：メ)

郡市	主 要 生 産 薬 草
下新川	木通 500, 升麻 100
中新川	黄柏 500, 木通 1000, 厚朴 300, 赤目 200, 車前子 20, 升麻 1500, 玄の草 1000, 荆芥 5, 又度 30, 生馬人參 200, 重薬 100, 朴実 600, 延命草 250, 加砂仁 50, 美顔石 20, 水芭蕉 50, 商陸 10, 杜松木 50
上新川	川骨 1000, 忍冬 200, 防風 30, 車前子 50, 玄の草 100, 荆芥 50, 当薬 50, 陳皮 200, 薄荷葉 150, 和大黄 300, 青木香 10, 枇杷葉 150, 艾葉 300, 梧桐子 15, 天南星 5, 舟原草 50, カモ草 50, 蔓荊子 20
富 山	桧木 100
婦 負	黄連 50, 升麻 500, 甘茶 1500, 葱苡仁 20, 紫蘇葉 30, 川オワコ 500
東砺波	川骨 1000, 忍冬 500, 木通 1000, 厚木 400, 車前子 2300, 三稜 300, 升麻 500, 玄の草 2, 和大黄 150, 桑白皮 30, 苦辛 150, 石菖根 30, 砂参 20, 辛夷 50, 重薬 100, 枇杷葉 100, 金銀花 10, 艾葉 50, 加砂仁 30, ヘンチク 50, 三ッ柳 50, 桧木 50, 舟原草 200, カモ草 20, 草角刺 50, 芦根 50, ケタテ 50, 乙切草 30, 杜松木 100
西砺波	黄柏 1500, 生馬人參 100, 川骨 1500, 木通 500, 赤目 50, 車前子 500, 三稜 150, 茅根 200, 五倍子 10, 美顔石 150, ヤシヤブシャク 20, 草角刺 50
氷 見	黄連 100, 川骨 500, 防風 150, 苦辛 300, 砂参 50, 枇杷葉 100

抱える地域に生産が多い。

なお、これと共に大正五年に堀川の女子師範学校内敷地を区画して二反歩の薬草園が設けられた。県農会の技師藤高氏によって栽培された薬草は三年後に約九十種に及んだ。

薬草園の面積も大正五年の二反、六年の二反五畝、七年の八反と増加した。黄連、薄荷、サフラン、デギタリス、麝香草、除虫菊などが多く栽培された。しかし、日照の度合いや、施肥の程度など栽培技術上の諸問題が多々あった様子で、栽培成果はあまり良好ではなかったようである。加えて地質上の問題もあり、薬草園設置の場所としては適当ではなかった模様である。

薬草の単なる試験的栽培でなく、原料供給の意味も含めて、大規模薬草園の設置を望む声が強まり、日本薬剤師会富山支部が中心となって国営薬草園の設置請願がなされた。この件について富山日報は次のように報じた。

本県には県設薬草園ありと雖も、事業施設の内容を見るに其規模狭小にして振はず、年々農務省より少額の補助金の下付を得て、殆ど申訳的に之が経営の維持に努めつゝあるに過ぎず、而して薬

草栽培によりて採取したるものを一般希望者に分布する事も出来ず、唯僅に以て一部分の参考に供すべく良種を求め居る次第なるを以て、本県売薬同業組合にては売薬の発展と共に一部有志間に製薬事業計画の声高き傾向あるに鑑み、此際薬草園国営の急要なるを痛切に感じ、之が新設運動に着手すべく既に協議を遂げ、近く上京の予定となる高見組長は政府当局へ相当意見を具し陳情を為すべしと、右に就き日本薬剤師会富山支部にて大に賛成し、本部の協賛を求めて之が実現に奔走する由、同支部にては先に県下各郡に亘り薬草調査を試みたる事ありしと共に、薬草栽培事業奨励に関し特に薬学専門学校当事者と研究調査を重ね、同校に於て試験的に各種薬草の栽培を為し、其の成績に徴し黄蓮の如きを呉羽山に栽培せば如何との説も有り、一面小学児童をして此作業に従事せしむる事の有益なりとされ居るの時、該運動の開始は一般地方人の注目を惹起しつゝ、あるもの、如し

〔富山日報〕大正九年一月十二日

薬草確保にかける努力はその後も引き続いてすすめられた。大正十年五月二十七日に県会議事堂に於て第一回県薬草調査会が開催された。そこでの要点は以下の通りであった〔富山薬報〕大正十年七月十五日。県農事試験場で試験の結果、有望と認めたケシ、サフラン、ガミツレ、除虫菊、センキュウ、地黄、当帰、牛膝、キツ草、ウヘキョウの十種類中、需要の少ないガミツレ、牛膝を除いて八種類の栽培普及を図ることを決めた。

また栽培普及のため、

- ▽ 薬草種苗を山間地方に無償配布すると共に販売上の斡旋もする
- ▽ 委託栽培地を設定し、補助金や奨励金を交付する
- ▽ 栽培者組合を設置したり、共同経営を奨励する

▽ 県は本県に適する薬草の種類を限定し、種苗の育成に努める等の事業を決定した。

また、農事試験場、薬剤士会、薬学専門学校、県衛生課等がそれぞれの立場から、薬草栽培、需要、効果、などを分担研究することとなった。尚、薬草研究推進のため、

▽ 薬草園の拡張を図ること

▽ 国立薬草園の設置を要望する

▽ 薬草調査経費を県費に計上すること

▽ 長野県、奈良県等の薬草調査のため視察員を派遣すること

等が決められた。

当時は一般の農家でも、薬用植物を採取し薬種商に売りこむ者があつた。農家の副業としてかなりの高収入をもたらしていたようである。大正十年八月二十五日の「富山薬報」は、東砺波郡の般若野の例を報じている。大正時代の農家がどのような薬用植物を採取していたかを知る一助となろう。

東砺波郡中田町近在の般若野村、当国の一部落に往昔から薬用植物の採取業者がゐる、現在専業者は五、六軒農業の傍副業として採取し居る者等を合して二十数名居れるが採取植物は主として富山の薬種商に売込んでゐる、其取得高は一ヶ年約三千円以上に達して居るらしい、^{ばな}輒近薬用植物栽培採取の声は至る所に高まって来たが、從來此部落民が如何なる植物を採取してゐるかを調べて見るに、多くは方言であるかは判り難いものもあるが、其重なるものは九十種以上に達してゐる即ち七五三、ポーエ、クロモジ、ハツカ草類が十貫で金三円、ドツカツの

根、キヨカツの根、サイマ、ホコイコンの根、山牛蒡の根、水バシヨ、アキブツル実類が十で金五円、ツバキトチュウ、木の皮、茶の葉、松葉、コーホン、ポーフ類が五で金二円、スイバナツルの葉、エ□ザンコの葉、マワブ、木の実、コブレ木の実類が一貫五十銭位で取引されてゐる、就中河骨は一ヶ年百貫位採取されて其価格約一千円に達して居る、然し此頃は近く越後方面から多量入込むので、価格の競争が起り大打撃を受けてゐるやうだ、其の採用する其種植物の年乾燥数量は左の通りである

アキブツル八〇〇、マツフシ五〇、ヒノキ七〇、ネバトコ一五、ホーノは八貫、ネブノ木は五〇、朽木は五、梅の葉三、クロモジ木の根一五、ホーノ木の実五、サンシヨの実一〇、杉の実二〇、憂梅の実三、道桁草三〇、サル草一〇〇、ヨモギ草二〇〇、河オバコ五〇、マンケン草の実五〇、キ、ヨウの根一〇、ゼンコー根二〇、チアエの根一〇〇、クシンメ根二〇〇、大黃の根一五〇、ジャウマ一五〇、セキショクの根一〇、シヤウモツニの根一〇、オバコの実一〇〇、ボクリヨの根一〇〇、ニーボシ五、チクセツネレン六、スイ花ヅル□五〇、イバラ杉五〇、ジャウザン一五〇、ヤシヤブシヤク八、アカメ木は八、ダゴノ木は八、キハダ木は二〇、批把の葉一〇貫、イハラの根二〇、サイカツ木の実三十、南天の実五〇、ギンコ草一〇、ゼンツル草五〇、重役草一〇〇、ナガイ草三〇、オドキン草万〇、センフル草一〇、タクシヨ草一〇〇、オーレン草根二〇、ヒヤクヤリ根一〇、桑の根一〇、イバラノ根二〇

等にして、如上の品種を通覧すると有らゆる草根木は薬用にならざるないと云ふ訳であるが、村当局にては此種の事業に対し奨励しつゝありと

〔富山叢報〕大正十年八月二十五日及び『資料集成』五三七頁

第二節 売薬製造の発展

一、株式会社の発展

第一次世界大戦における好況は、わが国の経済活動の未曾有の規模拡大を促した。従来からの施設をより拡充したり、新たに生産設備を導入する必要が生じた。

生産活動規模が小さかった時代には、会社とはいえ個人の信用が極めて重視され、合資や合名会社形態が多かった。しかしより多くの資本を必要とするに至って、個人の資本には限界があり、株式の発行による資本金集めが一般化するようになった。

製薬業界の雄、広貫堂はこの時期に堂号組織から株式会社組織に変更している。『広貫堂史』（昭和二十五年発行）は次のように述べている。もっとも実態には大変化なく、模様替えであった。

時勢の進展と、社会の情勢とは、我が広貫堂も株式会社に組織を変更することになり、大正時代になると「富山広貫堂」の組合員有志の発起で、大正三年九月二十二日に株式会社広貫堂を創立することとし、定款を作成し株式の公募に着手した。然し規則の内容は、従前の歴史慣習を尊重し、株と懸場帳と共に売買する制度としたような風に、実体には大変化はなく、唯単に文明的株式会社の衣装をつけたのであった。

一、商号は、株式会社広貫堂とする事

一、目的は、売薬の製造、卸売、小売、請負及び製薬、薬種、化粧品の販売営業をなし、兼て当会社の株主に對し、売薬資金の貸付を為すを以て目的とする事

一、資本の総額、金五拾万円

一、一株の金額、金五拾円

一、取締役の有すべき株式の数、二十五株以上

一、第一回の払込金額、金拾貳円五拾銭

一、発起人数並に引受株数

発起人は邨沢金広外四拾壹名、引受株数は壹千八百九拾六株とす

この各要綱に基づいて株式公募を締め切り、大正三年の十一月二十日に第一回の總會を開催し、この總會において当選した取締役、監査役の氏名は次の通りである。

一、取締役（七名）邨沢金広、常田治平、金井久兵衛、内山忠四郎、藤井論三、田中清衡、吉本藤兵衛

一、監査役（三名）橘文藏、平井嘉之、渋谷清平

であつて、盛哉の孫邨沢金広が社長取締役となつたのであつた。

また、大正期ではこれより三年早く、大正元年六月に、株式会社師天堂定款が作成されている（『資料集成』一―三四頁）。

薬業の中心都市富山での新しい動向は、周辺の製薬会社にも波及し、大正四年三月二十九日には、株式会社茶木谷

広貫堂が婦負郡四方町四方で発足した。社長は内田佐平であった。大正七年七月二十五日には、株式会社保寿堂が、資本金一万円を二万五千円に増資して、中新川郡滑川町で新しいスタートを切った。社長は高田清次郎が就任した。

こうして株式会社製の製造額は、急速に富山県の製薬の主流をしめるようになっていった。大正七年富山県内地売薬の生産額は七〇二万円であったが、その主な生産企業名と製造額をあげると次の通りである。県の売薬生産は、上位の二〇の企業で、県全体の約六五パーセントをしめた。そしてこの二〇企業のうち圧倒的に多いのは会社組織であった。

富山県内地売薬生産業者と製造額（上位二〇まで）

生産者	住所	製造定価額（単位千円）
1 ㈱ 広貫堂	富山	一七六九
2 ㈱ 師天堂	〃	三五九
3 富山薬剤㈱	〃	三〇三
4 青井兵作	小杉	二七〇
5 ㈱ 精寿堂	富山	二三〇
6 富山売薬㈱	四方	一九〇
7 保寿堂製薬会社	滑川	一八八
8 茶木谷広貫堂	四方	一七九
9 富山売薬㈱	富山	一二八

10	配 藥 (株)	滑 川	一二七
11	岩 瀨 売 薬 (株)	東 岩 瀨	一一一
12	(株) 仁 濟 堂	堀 江	一〇五
13	越 中 薬 業 (株)	上 市	一〇〇
14	富 山 売 薬 盛 貫 堂	富 山	八〇
15	邨 沢 金 広	〃	八〇
16	(株) 保 寿 堂	西 水 橋	七五
17	(株) 保 寿 堂	滑 川	六三
18	高 岡 薬 劑 (株)	高 岡	五九
19	日 本 売 薬 (株)	滑 川	五六
20	密 田 林 蔵	富 山	五四

(資料集成) 統計四四

上位二〇企業のうち個人名の企業は三人のみであつて、その他は会社企業がしめる。中でも広貫堂は圧倒的な比重をしめ、県全体の製造額の四分の一強を占めた。

第二節 売薬製造の発展



一、進まぬ資本金の払い込み

株式会社への名称替えは県内の各地で可成り進展したようであるが、資本の払い込みは決して順調ではなかった。大正八年三月、富山商業会議所の調査によると、県内主要銀行七行の払い込み率は約七二%、他の株式会社四三社の払い込み率は約五四%である。四三社のうち、第一次大戦後創設したものに限定すると、払い込み率は約三六%と著しく低くなる。もっとも当時は、金融市場が未だ整備されていないこともあって必ずしも一揆に資本金の全額を払い

売薬製造株式会社の資本金払い込み額

会社名	資本金	払込額	払込率%
富山薬劑	15,000	7,500	50.0
売薬盛貫	5,000	3,750	75.0
内外薬品	50,000	25,000	50.0
富山薬業	10,000	3,000	30.0
師天堂	30,000	8,680	28.9
広貫堂	500,000	125,000	25.0
衆山堂製	80,000	20,000	25.0
精寿堂	30,000	7,500	25.0
太陽薬品	500,000	125,000	25.0
計	1,220,000	325,430	26.7

(大正八年一月「富山商業会議所調査」より作成)

こむのではなくて、数回に分けて逐次払いこむのがむしろ通例であった。したがって払い込み率をもって資金難に悩んだと決めることはできない。しかしこの調査対象となった売薬製造の株式会社だけの払い込み率をみると約二七%と更に低くなった。

こうして大正十年一月十六日の「富山日報」は、県内の売薬会社及び薬品製造販売会社の資本金と払い込み額を調査して、一応その払い込み率の低いことが特徴的であるとしている。以下にその調査内容を掲げるが、富山市で払い込み率約二七%、中新川郡で約二八%、婦負郡が高くて七二・五%、上新川郡一〇〇%、高岡市二七%、射水郡二五%であった。

大正十年一月の資本金払い込み額調査

最近県下に於ける売薬会社及薬品製造販売会社の資本金及払ひ込み額を調査せる処に拠れば、左の如し

(△は資又は合名会社)

◎富山市

	資本金	払込額
広貫堂	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇
師天堂	三〇、〇〇〇	八、七〇〇
富山薬剂	一五、〇〇〇	七、四六〇
精寿堂	三〇、〇〇〇	一二、五〇〇
盛貫堂	五、〇〇〇	三、七五〇
富山薬業	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇
樂山堂	八〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
長谷川真正堂 △	五、〇〇〇	全額
◎中新川郡		
保壽堂(滑川)	七五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
保壽堂(同) △	一、五〇〇	全額
北陸売薬(弓庄) △	三、三〇〇	同上
富山売薬(上市)	一〇、〇〇〇	二、五〇〇

日ノ本売薬(滑川)	七、五〇〇	一、八六五
富国堂(上市)	一〇、〇〇〇	三、五〇〇
越中売薬(同)	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇
中新薬業	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
保寿堂(高月)	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
仁济堂(中加積)	二〇、〇〇〇	一四、〇〇〇
越中薬業(上市)	五〇、〇〇〇	一二、五〇〇
配剂(東水橋)	二五、〇〇〇	一二、五〇〇
保寿堂(西水橋)	三〇、〇〇〇	七、五〇〇
◎ 婦負郡		
富山売薬(四方)	一〇、〇〇〇	七、五〇〇
茶木谷広貴堂(同)	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇
◎ 上新川郡		
岩瀬売薬	二、〇〇〇	全額
◎ 高岡市		
高岡薬剂	三、〇〇〇	二、九五一
日本薬剂	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
◎ 射水郡		

北越興業(新湊)

五、〇〇〇 一、二五〇

右の如く資本金に対し全額払ひ込みのもの稀にして、各会社事業の内容を想像するに難からず、以上二十七会社中現に調剤統一の方針に基き経営しつゝ、あるは四方及滑川各方面の一部に過ぎざる状態に在り、然れば昨今漸く實際的に解決の促進を期せんとさるゝに至りし調剤統一の実施の如き、各其地方関係会社の併合と共に従来の方針を改め、以て事業資金の増資を計り健全なる発展を遂ぐるの計画を立つるを急務とす。

(『資料集成』二四六―七頁)

と述べる。

第三節 売薬諸税の廃止運動

一、売薬印紙税等に対する反対運動

売薬税の負担については、実は富山県は全国第一位で大きかった。大正五年の「売薬製剤備考」より、全国売薬順位をみると、富山県は営業人員では一三三九で第五位であるが、製薬方数は第二位、税額は第一位、貼用印紙高第一位であり、深刻な問題であった。

大正五年度、全国売薬順位

営業人員	方 数		税 額		貼用印紙高		
	東京	富山	東京	富山			
1 東京	三一二三	東京	九二五四	富山	三三九二円	富山	五七〇八五〇円
2 大阪	二一九三	富山	八四五五	東京	二四四二三	大阪	五四九六一二
3 広島	一五〇三	大阪	六五一五	大阪	一九一五二	東京	四八七一八一
4 兵庫	一四六七	奈良	三九三四	奈良	一二〇一九	奈良	一五二五〇三
5 富山	一三三九	広島	三六二三	佐賀	八二四七	滋賀	一〇九五六三

〔資料集成〕統計二三八

『富山県薬業史 資料集成』には、数多くの売薬諸税に反対する運動が収録されている。明治三十年代の中頃までは、厳しい課税に対し、全廃要求を国会に請願する形の運動が目立つ。しかし、その運動もさしたる効果を見せず、時のみが過ぎ去って行く状態であった。

日露戦争を契機に、反対運動にも変化がみられる。挙国一致で戦争に臨む必要と、戦争遂行のための資金増徴税に真向うからの反対が次第にむづかしくなったものであろうか、「重税を全廃」の姿勢から、むしろ、しばらくは代案や一部改正を考えた反対運動が目立ってくる。

(ア) 売薬税並びに売薬規則の改正請願

大正時代の売薬税反対運動の最初は、二年三月、県売薬同業組合が国会に対し、売薬税法と売薬規則の改正請願をすること始まり、その運動は次第に頻繁となっていく。

この請願では、売薬税法について、印紙税は、(一) 手続が繁雑であり、(二) 購買者の負担増を来たし、(三) 売薬業者の売上減につながるものである。

以上三点からみて、日露戦争後の税制改正にあたり、左記のように印紙税を全廃し、総売上高の一分の税にすることを要求している。

また売薬規則改正については、明治十年に制定された規制の中、「第三条、内務省ニ於テハ願書ヲ検査シ、其製薬配伍ノ薬品劇毒微毒ニ拘ハラズ取扱上失誤ヲ生ジ易キモノ、及ビ毒薬取締ニ関係スルモノハ之ヲ許サザルベシ」「第十条免許期限内ト雖モ、基製薬第三条ニ掲グル処ノ有毒品ナルヲ更ニ発見スル時、或ハ営業者製薬ヲ粗悪ニスル等ノコトアル時ハ、直ニ鑑札ヲ取上ゲ発売ヲ禁止スルコトアルベシ」の二条が、進歩著しい欧米の薬品に、効能面から対抗し

切れない効き方の鈍い売薬薬品にとどめている。効能を高めるために、三条は日本薬局方に基いて一部改正し、十条もそれに従って改正すること、等を要求したものである。大正二年三月二十三日の「薬業新報」には、県売薬同業組合からの前記要点を含む次のような請願文が掲載されている。

売薬税法改正之儀ニ付請願

謹ミテ奉請願候、聞ク所ニ依レバ当路ニ於ケル税制整理調査ハ今ヤ大ニ其歩武ヲ進メタリト、果シテ然ラバ夙ニ与論ノ最悪税ト確認シタル売薬印紙税ノ改正ノ如キハ、其第一着手ニ属スルモノナラント奉恐察候、今更絮説スルマデモナク印紙税ノ実施ニヨリ大ニ売薬業ノ發展ヲ沮格シ、殊ニ富山地方ノ売薬ハ配置売薬ヲ主トスルニヨリ、其苦痛激甚ニシテ活路ニ窮スルモノ往々之レアリシガ為メ、本税実施以来屢当局大臣並ニ貴衆両国院へ之ガ全廃ヲ請願シタルモ、不幸ニシテ税法改正ニ接スル能ハズ爾後日露ノ開戦ニ遭遇シタルニヨリ国家ノ財政状態ニ鑿ミ余儀ナク印紙税ノ全廃ヲ断念シ、茲ニ印紙税ニ代ハルベキ課税、即チ売上高ニヨリ課税セラレンコトヲ両院並ニ当局大臣へ請願シタルニ、両院トモ売薬ニ印紙税ヲ課スルハ当業者ノ収支償ハザル為メ斯業ノ萎靡不振ヲ来シ、他方ニ於テハ購買者ノ負担ヲ重クスルノ結果、貧困ナル病者ヲシテ服薬治療ノ途ヲ失ハシメ、尚ホ検査手續ノ繁雜ナルト徴税費ノ莫大ナルハ、単ニ当業者ノミナラズ政府ノ為メニモ不便甚シキモノナリトノ理由ヲ以テ請願ヲ採択セラレ、爾後議會ノ開設セラル、毎ニ請願ヲナシ、常ニ同一理由ヲ以テ採択セラル、モ今ニ税法ノ改正ヲ見ル能ハズ、之レガ為メニ売薬業ノ進歩尚ホ大ニ遲緩ナルヲ免レズ遺憾至極ニ奉存候、因テ前条御諒察ヲ賜ハリ、本期議會ニ於テ特ニ戦後ニ於ケル税制整理ノ御趣旨ニヨリ印紙税ヲ全廃シ、売上高一割以内ノ範圍ニ於テ課税セラル、コトニ御改正相成候様御取計被下度、茲ニ本組合ノ決議ニヨリ謹ミテ奉請願候也

売薬規則改正之儀ニ付願

謹ミテ奉請願候、現行売薬規則ハ去ル明治十年公布セラレシモノニシテ、今日売薬界ニ適セザルハ贅ヲ待タズ、該規則第三条管轄庁ニ於テハ願書ヲ検査シ、其製薬配伍ノ藥品劇毒、微毒ニ拘ハラズ取扱上失ヲ誤生ジ易キモノ、及ビ毒劇取締ニ関係スルモノハ之ヲ許サザルベシトノ規定、並ニ第十条免許内ト雖モ其製薬第三条ニ掲グル所ノ有害品ナルヲ更ニ発見スルトキハ、直チニ鑑札ヲ取上ゲ発売ヲ禁止スルコトアルベシトノ規定ヲ首トシ、各般ノ拘束アルガ為メニ、本邦売薬ハ欧米売薬ニ比シ常ニ有効確實ノ点ニ於テ對抗スル能ハズ、当路ニ於テ夙ニ輸出売薬ヲ奨励セラレ、将タ当業者常ニ海外販路ノ拡張ニ努力スルモノ大ニ欧米売薬ニ歩ヲ譲ルヲ免レザルナリ故ヲ以テ、年来之レガ改正ヲ切望シ、貴院ノ開会セラル、毎ニ規則第三条ヲ管轄庁ニ於テハ願書ヲ検査シ、其製薬配伍ノ藥品毒薬又ハ劇薬ニシテ、第參日本薬局方第四表ノ一日ノ極量ヲ超ユルモノハ之ヲ許サザルベシト改正シ、同第拾条中第參条ニ掲グル所ノ有害品トアルヲ、第參条ニ違フタルモノト改正セラレンコトヲ請願スルモ、今ニ願意ヲ貫徹スル能ハズ遺憾至極ニ奉存候、就テハ今期議會ニ於テ前記式条ヲ改正シ、尚是レマデノ如キ繁雜ナル売薬請許可ニ関スル手續ヲ廃止シ、単ニ届出ヲナスコトニ定メ、之レト同時ニ請売約定書ヲ全廢シ、又免許鑑札料ヲ全廢シ、内地ニ於テ免許ヲ得タル売薬營業者ハ其売薬ヲ朝鮮及関東州ノ如キ地方ニ於テ販売ヲナスモ、更ラニ其地方ニ於テ発売ノ許可ヲ受クルコトヲ要セザルコトニ御決定相仕成様度、切ニ奉希上候、伝承スル所ニ依レバ昨年来当路ニ於テモ売薬規則改正ノ議アリト、是レ實ニ參拾余年前ニ公布シタル規則ノ売薬、現下ノ実狀ニ適セザルコトヲ認メラレタル次第歟ト確信罷在候、因テ何卒前条御諒察ヲ賜ハリ、速カニ規則改正ノコトニ御取計被下度、此段本組合ノ決議ニヨリ謹ミテ奉請願候也

〔藥業新報〕大正二年三月二十三日及び『資料集成』一三三三頁―一三三五頁

(イ) 売業行商税廃止の意見書

営業税、印紙税、行商税の三重苦、特に行商税は直接負担者である帳主が、売子にその負担を要求することになり、現場の苦しみが更に増加する。よって行商税に反対するという意見書が大正六年に富山市議会議長から、富山県知事に提出された。

売業行商税廃止意見書

本市内売業行商は肇業以来二百余年、地方唯一の産業として全国に普及し、斯業の盛衰興廢は、直に地方經濟の消長に関する利害の關係頗る大なるは、当局の旧知せらるゝの所なるを以て茲に之を絮説せずと雖も、売業者は第一に營業税の賦課を受け、印紙税を納付し、之に加ふるに行商者に在りては売業行商税を賦課せらる、然るに富山売業店広貫堂等の如きは帳主の集合体にして、事實營業者は納税者にあらず、故に營業者に課せらるゝ、行商税は内実帳主の負担となり、従て帳主は更に之を各自の売子より徴収する結果に至る、而して行商者なるものを見るに、彼等売業販路の拡張進歩に對する直接の勞苦を嘗むる者にして、一年の中半歳以上の星霜閱す可き家庭の和樂を顧みず、粒々辛苦一意産業の發展に従事する活動の源泉たり、僅少なる報酬を得るも昔時と異り諸種の費用は彼等の堪ゆる所にあらざるを以て、一般売業の行商難を訴へざるものなし、是等の輩に對し間接にても行商税を担はしむれば、活動の源泉を涸渫せしむるの虞あるを以て、該業の進歩發展を害するを大なり、就ては營業者に於て該税を担はせんか、營業者は前述の如く營業税及印紙税を負担し、尚且つ行商税を担ふは苛重にして実行せられ難きを奈何せん、以上の事實なるを以て年額僅々三千余円の税額なりと雖も、行商税は斯業の發展上大なる不利を醸し、斯業者の最も苦痛とせるものなれば、事情御洞察の上断然該税を廃止せられんことを懇願

の至りに堪へず、茲に市制第四十六条に依り市会の決議を以て意見開陳候也

大正六年三月五日

富山市会議長 橋本 孝

富山県知事 井上 孝 哉 殿

〔富山日報〕大正六年三月四日及び『資料集成』二八四頁〜二八五頁

(ウ) 売薬印紙税全廃の陳情

富山県売薬同業組合は、大正三年三月公布の売薬法第六条は、「薬剤師、薬剤師ヲ使用スル者ハ医師ニ非ザレバ売薬ヲ調製シテ販売スルコトヲ得ズ」と規定しておりながら、印紙税の賦課は売薬業者のみであつた。この不合理面の指摘と、請売業者、行商者が営業者と同じく帳簿作成をする無駄を省くべく、大正七年二月に政府、貴・衆両院議長宛に印紙税全廃、帳簿廃止の請願をした。

売薬印紙税全廃並ニ帳簿廃止之儀ニ付請願

現行売薬法第六条に於て売薬営業者の資格を制限し、薬剤師、薬剤師を使用する者又は医師に非ざれば売薬を調製し、販売することを得ずと規定されたるは、売薬の調剤権を独立に確認し、根本的旧来の売薬資格向上の実現にして、所謂売薬の調剤と医師の投薬とは俱に疾苦を医する同一の目的にして、彼我差違ある可き性質のものに非らず、然るに独り売薬に印紙税を賦課せらるゝこと、は、今猶ほ営業資格に制限なき売薬規則施行当時と同なるは大に了解に苦しむ所に有之候、殊に売薬印紙税は他の課税と異り、当業者の著るしく苦痛を感じるものにして、之が爲めに事業の發展を沮格すること鮮少なからざるより、年来貴衆両院にては常に売薬印紙税は斯業の

萎靡不振を来し、購買者の負担を重くするの結果、貧人病者をして服薬治療の途を失はしめ、尚検査手続の繁雑なると、徴税費の大なるは単に当業者のみならず、政府の爲めにも不便甚だしきものなりとの理由を以て請願を採択せられたり、是れ売薬法実施以前に於いても既に印紙税の不当なるを確認せられしものなり、果して然らば営業資格の制限せられたる今日に処し、印紙税を全廃し当業者年来の希望を貫徹せしめらるゝことは、復讐々を要せざる次第と確信仕候、因て前述の事情御諒察を賜り、何卒本期議會に於て医薬と同じく印紙税を課せざることに御決定相成候様仕度、又た現行売薬税法第六条に於て、売薬請売者及び行商者も當業者と同じく帳簿を調製し、売薬の製造出入に關する事実を明瞭に記載すべしと規定せらるゝも、凡売薬に關する税法の適用は売薬税法一条ノ二明文の如く、売薬營業者の義務に属するものにして請売者、行商人の如きは何等税法に干係を有せざるに拘らず、營業者と同じの法規の下に帳簿を調製せしめらるゝは、徒に繁文褥談の甚しきものにして、如何なる理由に胚胎せしものなるか疑問に堪へざる所なり、右は徒らに無用の労苦を印するに過ぎざる形式的法文に過ぎず、因て第六条並に本條に關連する第九条及び第十四条中より、請売者、行商人を削除することに御決定相成候様仕度、偏に奉希上候、此段本組合代議會の決議により謹んで奉請願候也

富山売薬同業組合

副組長 中川久正

内閣総理大臣 子爵寺内正毅 閣下

大藏大臣 勝田主計 閣下

貴族院議長 公爵徳川家達 閣下

衆議院議長 大岡育造 殿

右のような(ア)(イ)の要求が為されたことは、売薬営業者の複雑かつ過重な次の税負担がその根源にあったためである。

国税として、営業税、印紙税、所得税。県税として行商税、付加税。市町村税として特別所得税(富山市に付加税)その他、組合経費、最寄会費

売薬行商は一般の物品行商と全く同じなのに税金をかけられる。従つて業者は他府県にこの税がないことを知り、行商人を他府県に住まわせてこの税を免がれる者も出た。今日大都市へ移動する業者が多いが、そのはしりのが既にこの頃から見られた様である(『資料集成』二八七頁)。さらに売薬印紙交換について、廃棄薬を交換に富山税務署に持ちこまれたものは約八〇〇万個、印紙額にして四万四〇〇〇〇円という多額に及んでいる。印紙の貼用が義務づけられた結果、実に多くのロスが生じているわけである。この辺の事情を大正十一年二月二十五日の「富山薬報」は次のように述べている。

富山売薬は表面年を追ふて隆盛の兆あるは人の知るところの如き、広貫堂本社のみ貼用印紙高三十四万二千三百七十円三十一銭五厘、即ち前年に比し約二割の増額に達しているに徴しても明かであるが、之に伴ひ廃棄売薬印紙交換高の逐次増加の傾向あるは、心ある者の常に杞憂し居るところである、昨今は丁度引揚げ時期と云ふので、富山税務署あたりでは之等廃棄薬を荷車に山積みしドシ／＼交換手続きを願出でてゐる有様、試みに昨一ヶ年に於て富山税務署が取扱つた交換高を調べて見るに、総ヶ数七百九十一万三千三百十個、之が印紙額は四万三千

九百二十四円八十銭九厘と云ふ多大に達してゐる、之が前年との比較は個数に於て三十三万七千六百十九個、印紙高に於て六千百十四円七銭五厘を増してゐる、右は売薬の種類に依つて全部廃棄には至らず、之に種々改製を加へて従来のものにし得るものがあるが、之等は僅かで成分を失ひ全然役に立たぬものが多い、殊に改製を要する人工と包装、其他の改製に要する金はなみ大抵でない、直接廃棄其ものによつての損失のみでも印紙代に一割と、包装代を合して約三割を失ふ事となり、之に要する労力に至つては決して少ない事ではあがらない、一方事務諸経費でも交換印紙に対する損害之亦僅少の額ではない、結局は双方の損失で国家経済の上からしても甚だ寒心にたえない訳である、之が予防策としては署長も昨今心配し、或る者は薬専校長平山博士等に依頼して容器の化学的改良等に依つて、幾分を補充したいとの希望を有し居るとも噂されて居る、廃棄の原因は香料の発散、変色等が重で、中には保存上の不始末から他の売薬の香料をうけたりするものも頗る多い、兎に角本年も昨今に徴して幾割かを増すことは争ふ可くもなく、心ある売薬家は素より経済思想を有する多くの頭をなやましてゐるのは事実である

〔「富山薬報」大正十一年二月二十五日及び「資料集成」二八八―二八九頁〕

売薬業者にとつて過重負担となる印紙税への反発は一層高まり、全県的組織として売薬印紙税全廃同盟会が結成された。

二、印紙税全廃同盟

(ア) 全廃同盟の結成

県下売薬有志者によつて組織された売薬印紙税全廃期成同盟会の発会式は、大正十一年四月十三日午後二時、富山市内帝国座に於て開会した。集會者約五百名、飯倉平兵衛県売薬同業組合副組長が開会の辞を述べ、座長に藤井諭三氏を指名、夫より會議に入り左の如く会則の決議がなされた。

第一条 本会は売薬印紙税全廃期成同盟会と称す

第二条 本會事務所は富山県売薬同業組合事務所内に置く

第三条 本會は売薬印紙税全廃を期するを以て目的とす

第四条 本會に左の役員を置く

会長一名 副会長一名 幹事七名(内常任幹事二名)

評議員三十二名 會計一名

第五条 本會に必要な費用は有志の寄付を以て之に充つ

宣 言

売薬印紙税は煩瑣過重にして斯業の發達を阻害し、中産以下多数国民の治療上に多大の苦痛を与ふるものなるを以て、之が全廃は全国当業者の均しく要望するのみならず、貴衆両院又既に其必要を認むる所なり、今や世界の平和克復せられ軍備縮少既に成立し、吾国歳計の剰余又多きを見るに至らんとす、此の時に当り売薬印紙

税の如き悪税を全廃し、一般国民をして疾病治療の便を易からしむるは社会政策上、將た保健衛生上刻下の急務なりと謂はざるべからず、仍つて吾人は全廃の急速に実現せんことを欲し、茲に左の決議をなし極力之が達成に努力せむことを誓ふ。

決議

本会は売薬印紙税全廃の正当にして緊要なるを確信し、極力其の実現を期す

右決議の後演説会に移り広田竹太郎氏開会の辞を述べ、左記の諸氏互に起つて売薬印紙税全廃に関して熱弁を振り、頗る盛会を極め会場活気横溢せり。

石政辰次郎（滑川）、郷倉銀次郎（小杉）、広田竹太郎、菅田芳衛、長谷川儀作、藤井論三（以上富山）

尚幹事、評議員は左の如し。

△幹事 安達敬直、水上嘉平、長谷田伊七郎、藤井輪三、吉本理八郎（以上富山）、飯倉平兵衛、佐藤与八郎（以上石瀨）、池田勝太郎（上庄）、宮崎乙雄、高田清次郎（以上滑川）、榎野吾一（四方）、郷倉銀次郎、堀常次郎（以上小杉）、佐々木平兵衛、石黒七三（以上水橋）

△常任幹事 広田竹太郎、押田勇次郎

△評議員 木谷伝次郎、中田清兵衛、阿部初太郎、広貫堂、島喜三郎、堀芳次郎、一樹松太郎、黒田安太郎、

富山売薬盛貫堂、笠井伝蔵、藤木安太郎、高野健太郎、堀彦次郎、菅田芳衛（以上富山）、館盛健次、植村覚次郎（以上石瀨）、田代半兵衛（高岡）、中田八郎、横山藤吉、東常伝治（以上水橋）、荒木周次郎（小杉）、武田理左衛門（中田）、石政辰次郎、伊藤三郎、吉見市郎右衛門、妻木宗吉（以上滑川）、蛭谷久一、内田佐幸（以上四方）、藤縄慶二、荒木太次郎（以上上庄）

（『富山県売薬同業組合沿革史』及び『資料集成』二八九―二九一頁）

(4) 全国売薬業団体連合会による廃止決議

大正十四年五月第五回全国売薬業団体連合大会(富山市で開催)、において次のように売薬税廃止の決議がなされた。

売薬税廃止に関する件 決議

- 一 売薬印紙税廃止運動は此好機を逸せず速に進行すること
- 一 第五回大会の決議を以て稅務調査会其他主局、貴衆兩院に請願すること
- 一 運動方法は全国各代表委員会の決議を以て之を定む
- 一 運動費は金拾万円と定め、売薬印紙使用高百分の一以上を各団体より徴収すること
- 一 徴収金は連合団体の本部に於て確實なる銀行に預金し、各団体代表委員と協議の上随意支出すること
- 一 釀出金は大正十四年六月より実行のこと

第六号議案

營業稅廢止促進に関する件 決議

- 一 實業連合会と相互に氣脈を通じ協力して實現方努力すること

(『富山県売薬同業組合自治改革』及び『資料集成』一三三九頁)

次第に激烈化する反対運動に対し、政府当局も税制調査会を設置して税の見直しをすすめた。大正十四年六月末、国税の体系を整える骨子がまとまり、一般国民の重税感、負担増となっていた通行税、綿織物消費税、売薬印紙税、自家用醬油税の課税を廃し、税の減少分は、第二種所得税の税率および酒造税、相続税の増課、清涼飲料税を新設して補填することに決した。ここに明治初期以降永年に亘って売薬業界が反対し続けた印紙税の廃止が決定したのであ

る。

しかし、正式な売薬税法の廃止は少々遅れるため、決定（税制調査幹事会）後も次の二つの請願がなされている。

第五回全国売薬業団体連合会富山総会の決議による陳情書

陳 情 書

明治三十八年五月法律第七十一号売薬税法は速かに廃止せられ度陳情仕候

理 由

一 売薬税は憐れむべき病者に対し課税すると均しく、結局病者に苦痛を加重するが故に、人道上は素より社会政策上極めて不当なること。

二 新薬、新製剤の如き、等しく疾病治療の目的に供用せらるゝものにして、全然消費税を課せらるゝことなきに拘はらず、独り売薬にのみ重税を負はしむるは国民負担の均衡を凶らざる税制整理の御趣旨に副はざること。

三 政府は各種の救療機関を設け不幸の病者を救恤せらるゝに拘はらず、単に売薬にのみ消費税を存置することは済生事業と仁恤政策に悖ること。

右の理由を以て当局に対し再三再四具陳候処、特に本年五月廿二、三日富山県富山市に開催せる全国売薬業団体連合会総会の決議に依り、謹んで奉陳情候、誠恐惶頓首

大正十四年七月

全国売薬業団体連合会

会 長	高木与八郎
副会長	宇津治三郎
同	森 平兵衛
同	長谷川儀作
専務理事	笠井鉦太郎
理事	荻村武郎
同	中村信治
同	吉永良延
同	荒木繁次郎
同	喜多川辰三

〔北陸報〕大正十四年八月五日及び『資料集成』二九八―二九九頁

右に応じて富山市会の売薬税全廃に関する意見書が提出された。即ち、

我国に於ける売薬は古來中産階級以下の家庭的治療剤として国民一般に供給せらるゝものにして、今後衛生思想の向上に伴ひ其の需用更に増大を見るべし、此の国家的必需品に対し營業税以外印紙税を賦課するは、独り當業者の負担のみに止まらず、延て貧困なる患者にまで苦痛を与ふるものと謂ふべく、實に衛生保健上、社会政策上黙視する能はざる所たり、今や政府に於ては国民負担の均衡を期する為税制整理を行はれんとするに會す、是租税改廢の絶好機會なるに依り、此際速に最悪税たる売薬税を全廢し、以て我々富山市の主要物産たる売薬の進歩

発展に資せられんことを切望に堪へず、茲に本会満場一致の決議に依り意見書及提出候也

大正十四年七月二十三日

富山市会議長 金山米次郎

〔北陸叢報〕大正十四年八月五日

このようにして、明治・大正期の半世紀に亘って売薬業界が悪税として反対し、苦惱させられてきた売薬印紙税は、やがて廃止に至ることになるが、この経緯を内務省衛生局野田医務課長は次のように述べている。

「内務省からは局長と私が二回参考意見開陳のため、この小委員会に出席した。内務省としては売薬印紙税の悪税にして、しかも売薬に対して二重税が課せられてあることも不本意と思うから、これが改正は年来の希望であるが、今直ちに印紙税廃止は時機尚早であるとの論も一考する価値はあろうが、しかし古き記録をたどり印紙税課税の基源より考うるに、明治十年政院（太政官）の会議録を見ると、当時の売薬に対する解釈ははなはだ軽んぜられていた。有つて益なくむしろ無くもがなのもの、すなわち無効無害一種のまじない式のもので、かかる、治病に対して何等の効益なき種類のものには重税を課するもあえてさしつかえはなからう。ことに当時衛生施設の費用に多額の金を要する折から、売薬に課税し、その税金をもって衛生費に充当せんことを議して大蔵・内務両卿連署にて時の政院に書付を入れたものである。……しかるにその後年々売薬印紙税は増加して最近何百万円という巨額に達し、大正九年度には約八百万円の大を称するに至った。しかも政府は十数年これを当初の目的に使用することをなさず、一般財源としていたのである。一方売薬に関する内務省の方針は当初の無害無効主義はだんだん改良せられて無害有効主義を採用するに至り、民間における医療補助品の一種と認め、否、しかせしめん

がために大正三年売薬法の改正あつて以来は、判然と有効無害ならざるべからざる事となつた。かくの如くなるも、これに特別の營業税を課したる上にさらに多大なる定価の一割印紙税を課することは、課税の根本理由よりして悪税の性質をまぬがれぬことになる故に、内務省としてはこれを廃止して一般病者の負担を軽からしめんことにとめねばならなくなる。

しかもこれを今日まで行ない得ざりしはその額数百万円に達し、大蔵当局が他に適當の補充を見出し得ず、ために荏苒今日に及んだ。ところが經濟調査会において悪税整理を主眼とする會議があるが故に、内務当局としては極力これが廃止をさげねばならぬ立場であるから、充分にこの意見を衛生局長と私とが番外で開陳した次第である。……」

〔富山市薬業史〕一九〇一—一九一頁〕

なおこの廃止決定に至るまで、業者団体全体の継続的統一的運動が根気強く続けられたが、他方、本県出身の代議士たちも、帝國議會においてこの廃止方向について努力してきたことも忘れてはならない。ことに金岡又左衛門はこゝの中で委員として大きく活動したのであつた。

第四節 海外売薬

一、大正前期の中国進出

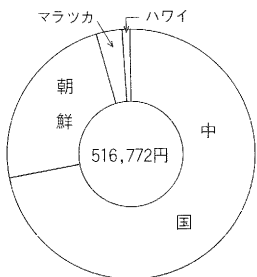
(ア) 中国市場

明治時代の末から大正期にかけて輸出売薬は順調に伸びをみせた。

明治末の富山県輸出売薬生産額は約二〇万円である。大正期のピーク十三年のそれは約六〇万円で十数年間に約三倍と大きく伸びた。輸出先をみると、明治四十年代で、中国が圧倒的に高い地位にある。この傾向は大正初期に第一次大戦による原料騰貴と、中国での日貨排斥問題が深刻であったにも拘らず依然として続いた。

図に示すように大正六年の輸出売薬の約八

大正6年売薬主要6社の輸出売薬売上高

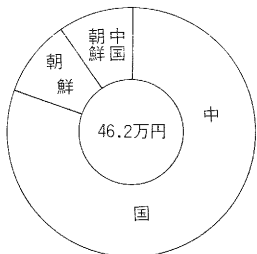


主要6社の輸出売薬生産額 516,772円
 県輸出売薬生産額 536,851円 = 96.3%

(『資料集成』より作成)

主要輸出売薬生産業者の輸出高(大正7年)

(13の個人・会社)



主要生産業者
 9輸出高 46.2万円
 県輸出売薬生産額 60.6万円
 = 76.2%

(『資料集成』より作成)

国別輸出量と価格

輸出先	明治40年			明治41年		
	個数	価格	全体比	個数	価格	全体比
韓国	147,781	8,221円	4.0%	303,976	16,125円	12.0%
清国	3,055,251	177,371	86.5	1,474,856	90,365	61.3
布哇	34,830	2,882	1.4	10,249	1,787	1.3
新嘉坡	78,550	6,786	3.3	191,281	15,441	11.5
米国	59,302	5,507	2.7	29,381	9,851	7.3
英領印度	3,916	3,916	1.9	10,400	654	0.5
爪哇	2,500	250	0.1	—	—	—
露国	1,100	27	—	—	—	—
		204,960			134,223	

(『資料集成』より作成)

○%は中国である。また大正七年の主要輸出売薬業者、会社一三の個人と会社の輸出先をみても約九〇%が中国であり、富山県の輸出売薬業者が中国を重要な輸出相手としていたことがわかる。

『富山市売薬業調査報告書』(内藤記念ぐすり博物館蔵、『資料集成下』所載)によると、朝鮮半島と清国の医療状態と住民の医療知識等に関する調査を実施、市場としての将来性が検討された様子である。それによると天津地方が売薬店を出すのに最適とある。

『富山売薬紀要』には明治四十年代の輸出売薬に従事する四社と、四三名の個人業者の名が掲載されている。仮りに二〇万円の売上げを五〇の業者で実現しているとすれば、一業者平均四千円の売上げということになる。明治四十四年の富山県の売薬生産額が約四二四万円、行商人数を一人人とすれば一人四二四円となり、これと比較すると輸出売薬業者の経営規模はかなり大きいことがわかる。

売薬業者の中国市場への進出は、華南の福建、広東両省から進んだようである。明治時代後半の中国売薬の方式は、上海や天津から薬品を仕入れ、それを中国の薬舗に配置する形式をとっていたが、やがて業者が中国の都市に定住し、日本人経営の薬店で中国製薬品や日本製薬品を販売するようになった。

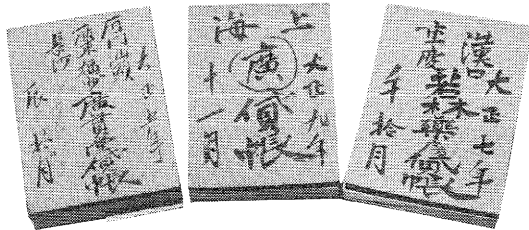
中には日本薬店から付近の各地に売薬行商を出すこともあったようである。当時中国人に人気があり、売れ行き良好な日本製薬品は、

- 一 仁丹
- 二 清決丸
- 三 寶丹
- 四 大学目薬
- 五 毒掃丸
- 六 次亜燐 (『資料集成』九三頁)

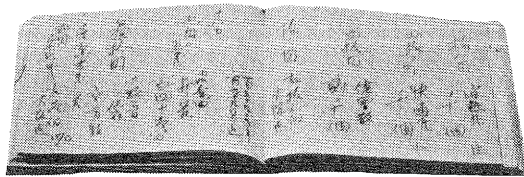
等であった。これらの薬品は、安価で病気の初期治療、予防として効果があり、それだけによく売れた模様である。

大正二年二月二日付の北陸タイムスの「富山の支那売薬」の記事によると、次の諸都市に売薬業者が進出していた。

- 奉天
- 井上・佐藤
- 天津
- 寺田・長谷川
- 上海
- 飯野・重松
- 蘇州
- 薬品株式会社支店
- 南京
- 笹倉
- 漢口
- 若林・島・高森



漢口、上海などの懸場帳



懸場帳の内部

長沙	隅田支店
重慶	若林支店
福州	隅田支店・斉藤
厦門	隅田支店
汕頭	隅田支店
香港	一木
シンガポール	江尻

これら各地の販売業者に日本製薬品を卸売りにしていたのが、富山市の高桑直助で、隅田岩次郎と中国売薬の双壁をなしていた。

第一次世界大戦の勃発で、中国市場でのヨーロッパ勢力の後退は、日本の販売業者にとって販路拡大の絶好機であった。中国の主要都市には、日本製の日用雑貨品や、日本製の漢方薬が安価で便利のため巷にあふれた。なお富山県輸出売薬の営業者及び行商人数と生産額は、次の通りであつて、漸増傾向にあつた。

	営業者	行商	生産額(単位千円)
明治 四十二年	三七	二	一六〇
四十二年	二九	八三	一八八
四十四年	四一	八五	二四七
大正 元年	五一	一一六	二九二

大正二年	四五	一三六	三三一
三年	四九	一五七	三八八

(資料集成) 統計一九及び三二

右の發展傾向の中で、大正七年における富山県輸出売薬生産者と輸出高(二万円以上)は次の通りであった。中国が圧倒的に多い。これらの住所は富山市のみであり、前年では、輸出先は中国が四四万四千円、朝鮮六万円、マラッカ九千円、ハワイ三千円で合計五十一万六千円に伸びていた。

富山県輸出売薬生産者と輸出高

生産者	住所	輸出先	輸出高(単位千円)
藤井諭三	富山	中国	一一一
隅田岩次郎	〃	〃	一一八
高桑直助	〃	〃	五二
寺田仙之助	〃	〃	二七
広貫堂	〃	朝鮮	二四
重松佐平	〃	中国	二四
山谷庄蔵	〃	〃	二〇
島莊三郎	〃	〃	一九
中村松太郎	〃	〃	一四
寺田久蔵	〃	中国・朝鮮	一二

師	天	堂	〃	〃	一
中	川	久	正	〃	〇
江	尻	兼	次郎	〃	〇

(資料集成) 統計四三

これは次第に高まる日貨排斥運動の中で、企業努力をして得られた成果であった。

(イ) 日貨排斥運動

日本商品による中国市場の席捲は、実はかえって中国人の民族意識の昂揚につながった。日本商品の不買・ボイコット運動が上海を中心に各都市に拡がっていった。

大正四年の対華二十一カ条の要求は、この運動を一層促進することになった。揚子江沿いに中国大陸内部へ販路拡大を図った売薬業者が、この不買運動で被った窮状を、上海日本人実業協会発行の「排日熱と日貨排斥の影響」第一輯（大正四年七月一日発行）は次のように述べている。

漢口では「黄波街四官殿の三多軒は排日党の首領なりと目せらるるものにて、街は盛に排日思想を鼓吹して、日本品殊に日本売薬の声価を傷つけ、自己の発売せる多宝丹なる売薬の販路を拡張せんと努め、比機を利用して盛んに多宝丹の広告を初め、或いは自話報に或は散布広告に全力を尽しおれるが、五月二十六日同店の広告に雇はれたる年齢十七、八歳までの子供四、五名、丸三薬房店前を通過するとき「日本人を打て」「日本の鬼」などの罵声を連発せり」という事件が起っている（『富山県史 通史篇VI 近代下』）。また、重慶では「売薬雑貨業者は、日々の食糧代をも得る能はざること五月十四日より今日に至る」と報じた。

明治時代後半から開拓した中国での日本製品の売薬市場はこのようにして短期間で苦境にたたされたのである。現地の窮状は即本県売薬業にも影響を与えることとなり、その対策を要求する次の意見書が、富山県売薬同業組合から大正四年七月に提出された。

意見書

今春来支那に於ける日貨排斥の勢力は益々熾烈を加へ、殊に日支問題の解決後非買同盟の運動は愈々猛烈を極め今や到る処煽動に次ぐに強迫を以てし、為めに我国の蒙る損害は測るべからざるものあり、若し此の形勢を看過するときは、我が同胞が多年の努力を以て建築したる地盤は一朝にして忽ち根底より破壊せられ、遂に進退に谷る窮地に陥るや明かなり、就中我富山地方の特産物中前途有望なる輸出売薬の如きは多大の打撃を受け、その売薬業者にして支那に在るものは営業を抛ちて店舗を閉じ、内地にあるものは製薬を廃して輸出を止むる惨状実に同情に余りあり、昔に売薬業者のみならず之れに従事する所の職工、若人は容器供給する所の金物業者、印刷業者も亦甚しき影響を蒙り、殆んど拱手して其の終熄を待つが如き状態又傍觀に忍びざるなり、而して我が当局に於ては夙に支那の実状に対して最善の方法を究められつ、あるべしと雖も、在支同胞の報告、売薬業者の陳情を聴くに及びては産業の發展上、貿易の伸張上前途洵に寒心に堪えざるものあり切に望むらくは速かに日貨排斥、非買同盟の気焰を鎮庄するに最も機宜の措置を講じ、以て深甚なる我国の損害と同胞の痛苦を救済せられんことを茲に謹みて意見を開申す。

(『富山県売薬同業組合沿革史』一八二頁)

また日本製薬品の進出にブレーキをかける目的で、中国が「釐金税」を課したが、これに対処すべきことが、大正五年八月十五日付の「富山商業月報」に取りあげられた。

売薬課税問題

富山市の売薬家にして売薬を支那に輸出せるもの高桑直助、藤井論三、隅田岩次郎の三氏を始めとし、外に十数名あり、漸次に販路を拡張して其の前途の大に有望となりつゝ、ある際、曩には藤井氏の売薬が漢口に於て釐金税を課せられしに次で、去月隅田氏の売薬も亦福州に於て釐金税を課せられし由なるが、釐金税とは如何なるものなりや其の報告の簡單なる為め詳細に判知せざれども、察するに支那の領土に貨物を陸揚するに際し関税を徴収するの外、更に其の貨物が内地の一県を経由する毎に関税の如く徴収するものにあらざるか、而して此の制度は新たに実施したるものにあらずして従来より存在したるものなるも、支那の官憲が多少の手心を用ひ居りし為めにや売薬に対する課税を聞かざりしに、今回之れを聞きて始めて課税せしを知るべく、且つ隅田氏の支店より本店に宛たる報告に、売薬原価に対する会議所及び組合の証明書を送付ありたしとあるに徴すれば、其の原価に依りて課税を免がる、途なきにもあらざるが如し、兎に角釐金税に關して未だ詳細を知るの報告なきを以て、売薬家に於ては之れに對して善後策を講ずる場合に至らずとも雖も、過日藤井氏等が県庁に出頭し知事に面談したる際其の真相を知るべく調査を請ひ、知事は之れを諾して外務、農商務両省に照会したるを以て遠からず回答あるべく、之れに依りて支那政府若くは各県政庁が本邦の売薬に對して重税を徴する事實を知るを得ば、我が政府より之れを撤廃せしむべく支那政府に抗議するやう大に活動する決心なりと云ふが、売薬同業組合及び商業會議所は當に隅田氏のみ止まらず、延て富山市の特産たる売薬業の利害に關する問題なるを以て、隈田氏の要請に應じ直ちに原価に對する証明を与へたりと云ふ。

〔資料集成〕九一九頁

(ウ) 市場視察員の派遣

業界では、大正六年、輸出売薬の発展を計画するために、市場視察員を派遣した。富山県と富山県売薬同業組合の両者が、夫々二〇〇〇円を出資し、計四〇〇〇〇円で支那南部から南洋・印度方面を三月～八月の間に視察することが決定された。

同地方の売薬行商は三月～八月で切り上げ、八月～三月の間は雑貨商を営むことが多いので、前記の期間の視察決定となった。視察員の決定は遅れて、五月に五名が漸く決った。

○北 支 那(天津、北京、牛莊ニウヂヤン、奉天を経て朝鮮に至る)

滑川町 石政 辰次郎

小杉町 森 一雄

○支 那 中 部(上海、南京、漢口、官員、重慶、成都を経て北京に至る)

富山市山王町 中川 久正

○南洋及支那南部(香港、マニラ、新嘉坡シンガポ、瓜哇クアを経て盤谷バンコク、柴棍サイクンに至る)

富山市若木町 村 田 藤太郎

富山県衛生技師 山 本 保太郎

富山県や県の売薬業者が、中国や、インドネシア、インドシナ方面に高い関心をもっていたことがわかる。また大正六年の八月には、マレー人、サアレ・ヘルモアル氏を招いて、南洋の人情、風俗、実業、輸出売薬の製剤、販路、視察の方法等について同氏の堪能な日本語で講演を受ける等、意欲的な行動が目立っている。

(二) 輸出業者の権益保持への動き

大正五年四月十三日、中央売薬同盟会の第三回代議員会が県会議事堂で開かれた。その会議議案の第七号に、「輸出売薬の調製資格限定の件」が提案され、可決した。その手続き等は主催地に一任することとなった。

第七号議案

提案者 富山県 藤井 諭 三
 賛成者 " 高桑 直 助
 全 " 隅田岩次郎

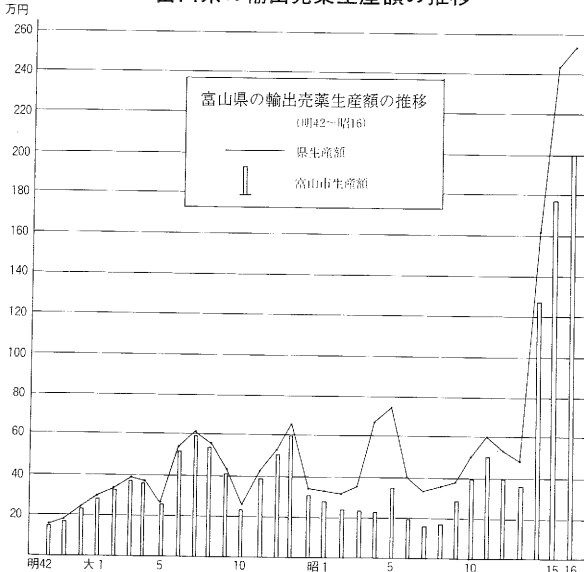
輸出売薬の調製資格限定の件

(理由)輸出売薬は売薬法二十条を以て免許を受くることを要せざる事に特定され、従って調製者の資格を制限せられざる為め、海外に於ける帝国売薬の信用を失墜するの傾あり、故に内地売薬と同じく資格を定めて免許を受けしめ、薬品の配伍に就ては依然として自由を与へらるるの方策を講ぜられん事を切望す。

(富山日報)

既に明治四十二年、政府は輸出売薬の有望性とその

富山県の輸出売薬生産額の推移



(『資料集成』より作成)

海外での発展を助長するため、輸出売薬に限って免税した。今回はその上に更に既得の權益を守るため、売薬の製業者にのみ資格を要求して新規海外売薬製業者を締め出し、配置員については自由にすることを実現させたわけである。

図に示すように輸出売薬は大正六年、七年と急激に伸びていく。また富山市の輸出売薬がその殆んどを占めていることも読みとれる。議案提案者の藤井論三と賛成者の高桑直助は、前者が製薬会社の雄、広貫堂の現地販売者であり、後者が個人として中国売薬の元締め的存在である。また、隅田は高桑と関係深いの現地売薬の中心人物であったことを考えれば、大正期の輸出売薬は前記三者が中心をなしたであろうと推測できる。

大正五年一月十日の「富山日報」は、この三者について次の記事で触れている。三者の合計は二四万八〇〇〇円、これは同三年の富山市の輸・移出額合計三八万三〇〇〇円の約三分の二にあたる六五%を占めている。

富山市の輸出売薬を見るに、県下全体の輸出額は三十八万八千四百十三圓にして、内富山市は三十八万三千百九十五圓を占め、他郡市は僅かに五千二百十八圓に過ぎず、而も輸出売薬は印税免除されるを以て確実なる数字は得難きものなるも、実数は或は前記以上に達せりと観測すべきか、而して此等営業人は移出輸出を加へて四十五人にして、行商人は百四十八人に達し、其販路は移出先として朝鮮、台湾、滿蒙等にして、輸出先は支那全州を始めとし香港、安南、暹羅、西藏、海峽植民地、南洋諸島、布哇、印度より露西亞、米國、英國に及べり、又之が発達の状態を見るに富山市の輸出売薬が統計上に現はれたる明治三十八年にして、當時は僅かに七万余圓に過ぎず、今之を十年後の大正三年末現在に比すれば約五倍に達し、其進歩実に驚くべきものあり、内にも高桑直助氏の八万八千圓、隅田岩次郎氏の八万四千圓、藤井論三氏の七万六千圓等は最も著しきものにて、十年前の総

輸出額以上を一人にて輸出するの盛況に達せり、最も大正四年の上半期に至り日貨排斥の爲め南支那方面は多少の打撃を蒙りたるも、全下半年期に至りて旧に復し、本年は革命乱さへ拡大せずんば更に一大飛躍を爲すべく、独逸の売薬は東洋方面に其影を断たる、今日我輸出売薬の前途実に洋々たるものあるべし、今富山市の輸出売薬の過去十ヶ年間の輸出額を見るに左の如し〔富山県産陳列館報〕

年次	輸 出 額
明治三十八年	七五、一八〇圓
同 三十九年	一五八、六〇七
同 四十年	二〇一、四三八
同 四十一年	一三四、二二六
同 四十二年	一五七、九二五
同 四十三年	一八〇、四三六
同 四十四年	二四一、五三二
大正 元年	二七九、二八六
同 二年	三一八、六一五
同 三年	三八三、一九五

〔富山日報〕

二、大正後期の海外売薬

(ア) 県内輸出業者の分布

大正中ごろの県内輸出売薬業者は、次にあげる一〇会社、一九人であり、大正七年の輸出売薬生産額は約六〇万円である。単純平均しても一業者平均約二万円となり、明治期に比較して経営規模が遙かに大きくなったと考えられる。

本県に於ける海外輸出売薬業者は富山市会社六個人十八、中新川郡会社二、上新川、婦負二郡会社各一、射水郡個人一の十会社十九人にして之を市町別にせば左の如し

△富山市 株式会社広貫堂、同師天堂、同清寿堂、富山薬業株式会社、内外薬品株式会社、富山売薬広貫堂、藤井論三、隅田岩次郎、高桑直助、佐藤菊次郎、寺田仙之助、島平一郎、重松佐平、かきまつ笹倉佐裕、江尻藤次郎、長谷川伊三郎、大崎政太郎、村田藤太郎、齊藤久治、田知本伊三郎、中村松太郎、寺田久蔵、若林常太郎、寺田衆二

△上新川郡 東岩瀬町 岩瀬売薬株式会社

△中新川郡 滑川町 保寿堂、株式会社保寿堂

△婦負郡 四方町 富山売薬株式会社

△射水郡 小杉町 青江兵作

其他朝鮮及台湾地方へ移出する者少からざるが、輸出売薬年産額約七、八十万円にして、内富山市にて五十八万円を占め、市内関係業者中個人営業者にして寧ろ会社より優に規模大なる有力者あれば、同志統合の上の一の新組

合を組織することは至難にあらず

〔富山日報〕大正七年十二月二日

このように伸展しだした輸出売薬の一層の発展を図って、輸出売薬会社組織促進のため、売薬振興協議会が大正八年一月、県会議事堂で開催された。また、翌月には、朝鮮売薬会社設立の会合が開かれた。即ち、

朝鮮移出売薬業者等は去る六日本県売薬同業組合事務所集會を為し、関係帳主協同一致の上、資本金六十万円の株式会社を設立すべく協議を遂ぐる処ありし由、而して該計画の内容を聞くに、現在県下に於ける関係帳主は十七、八名ありて行商人員七十名に及び、之が年産額は金十六万円にして、会社組織の場合は十二万円にて夫れ等営業権を買取し、会社成立の上は一ヶ年間の取得金八万円と認め、優に二万円の配当を實行し得る見込みなりと、因に発起者は土田真雄、野島弥七郎、金岡勝貞、鳥喜三郎の諸氏なり

〔富山日報〕大正八年一月九日

また大正十年五月には、富山市南田町十一番地に株式会社日本精薬院が資本金三十万円で設立された。個々の輸出売薬を合併し、社長は藤井論三、取締役は笹倉直次郎、島康親、島与三次郎、大塚彦次郎、笹倉長造であった。

(イ) 北朝鮮・浦塩の市場調査

朝鮮北部からソ連のウラジオストークにかけての視察も行われ、売薬同業組合の事務長談話が大正十年八月二十五日の「富山報」に掲載された。それによるとウラジオストークでは、医薬分業体制で、廉価な日本売薬は逆に信用がなく、薬剤師の調合する薬が中心で売薬の入りこむ余地はなさそうであると結論づけている。また北朝鮮の清津では、先用後利の営業形態をとるなら、村長に集金させるべきなどの意見が述べられ、風俗習慣の異なる地域での売薬業の

拡大の苦勞が伺える。

浦塩
北鮮地方と売薬

彼地を視察して

売薬同
業組合
押田事務長談

客月上旬、本県の囑託を受けて対岸浦塩及北鮮地方に於ける産業状態の視察を遂げたるが、其の見聞中特に売薬に関する調査一斑を各地方別に列挙すれば即ち左の如し

◇浦塩

日本人の売薬店としてアレウツスカヤ街に三島虔之助氏あり、同氏に就きて其の近況を調査するに、同市は医、薬分業となり居りて、住民にして疾病に罹れば直に医師の診断を受け、其の処方依りて薬剤師の許に至りて投薬を受け、其の際成るべく多量に買ひ占め置きて後日罹病の用に之を家庭に備置く慣習あり、売薬としては従来独逸よりの輸入品を主として服薬せり、日本売薬として幾分輸入されたるも何分に薬価は余りにも低廉にて、従つて其の効顕も頗る怪しまるゝもの多きを占め、為めに遂に信用を失墜して服薬するもの殆んど無く、唯だ日本人が幾分購求するのみに止れり、故に目下の処同市にては日本売薬は先づ見込み無きものと信ず

◇清津

売薬製造及請売人六名あり、主として内地人の購求服薬するものにして、鮮人の販売に係る草根本皮の類を服薬す、配置売薬としては富山市より豊田安之助、野島松太郎両氏の外に精寿堂等ありて内地人に配置せり、未だ鮮人に配置せる者なき状態なれば、其の配置の可否に就き調査するに、一般に鮮人は資力薄弱なれば現金にあら

ざれば不可能なり、故に将来鮮人に配置せんとするに於ては、面長（村長）を責任者として同人に多数配置し、而して面長より部内随時配置せしめ、服薬したる代金は面長に於て之を取纏め取得するより外に途なしと信ず、自今、服薬者概して少きも衛生思想の向上するに従ひ販路の拡張は見込みあるものと認めらる、当府には内地人の医師四名、鮮人の医師三名あり

◇其他

元山府は清津と相似て談るべきものなし、城津府は鮮人医師四名、内地人医師三名あり、配置売薬としては富士市の豊田安之助氏配置し居れり、会寧府には薬種売薬請売数内地人三戸、鮮人五戸、配置売薬としては豊田安之助氏あり、又羅南面には北鮮製薬合資会社あり、付近に野生せる薬草を採取し製薬並に薬草の栽培を目的とし、薄荷、ホップ、除虫菊、蓖麻子^{ひまし}、黄蓮、川芎^{せんきゆう}、紅花等を栽培し之等は医薬、売薬原料として間島、吉林方面に輸出しつゝあり

〔富山薬報〕大正十年八月二十五日

以上のような海外売薬の伸び特に大陸でのそれは、強大な軍事圧力を背景にしたものといえよう。国家権力の半島、大陸への進出拡大と海外売薬の成長であったといえる。

(ウ) ウラジオストークからの薬店引揚げ補償の申請

大正九年四月、歩兵第六十九連隊がシベリアに駐屯、一年半後の十一年九月に富山に戻った。その引揚げに伴って売薬が不能となり、外務大臣に損害救恤申請書を出した富山市立町の荻原甚次郎のケースである。荻原は、富山の太陽薬品株式会社から沿海州における売薬及び各種薬品の販売の事業を譲り受け、浦塩斯徳に薬種の店舗を設置したが、

大正十一年八月に軍隊が引揚げと決まり、これによつて「売懸代金の回収其の他引揚げ準備に焦心努力せしも取引関係は愈々紊乱して売懸代金の大部分は是を放棄し、残留商品及び商業用器具等は是を捨売し、遂に露領を引揚ぐるの止むを得ざるに至り候。是が為め多年経営せる該地営業も根底より破壊せられて、多大の損害を受け、目下営業上並に生計上非常の苦境に迫り居候処、御憐情に依り、大正十二年四月四日公布の法律第三十九号の救恤金御下付に預り度別紙損害調書相添ひ申請懇願候也」と、陳情書を外務大臣に提出した〔資料集成〕九三六〇七頁。その損害救恤の申請書は、次の通りであつた。

損害救恤申請書

本籍地 富山県富山市立町十三番地

職業 薬種商

萩原 甚次郎

文久二年十二月廿四日生

一 引揚又ハ之ニ準ズベキ損害発生ノ場所
浦塩斯德カレースカヤ街三十四番内

二 引揚又ハ之ニ準ズベキ損害発生ノ年月日

大正十一年八月軍隊引上決定ヨリ

三 引揚又ハ之ニ準ズベキ損害発生前後被害者ガ其地方ニ在リタル期間

大正八年四月ヨリ同十一年十二月二十日迄都合三年八ヶ月間薬種商営業

四 引揚又ハ是ニ準ズベキ損害発生前後ノ事情

大正十一年八月吾軍隊引揚決定ノ為メ、「ニコライスク」市、「スバスカヤ」市及「ボクラニチャナ」市等各取引方面ノ往復ハ自由ナラズ、各地取引商人ハ其地引揚ケノ為メ売懸代金ヲ仕払ハザル者多ク、時日ノ経過スルト共ニ漸次送付品ノ処置及売懸代金ノ回収ハ困難ニ陥リ、終ニ放棄スルノ止ムナキニ至レリ、又浦塩方面ニ於テハ軍隊引揚後モ、猶ホ残留シテ取引ノ收拾ニ最善ノ努力ヲナセシモ、是亦内外商人ノ行衛不明ノ者多ク、売懸代金ノ大部分ハ損失ニ帰シ、遂ニ残リ在リシ商品、店舗、雑作、同備付品、及什器等ハ一切捨売シテ内地ニ引揚ゲタルモノトス

五 損害ノ種類程度、価格及事由

- 一 金參万九千六百七拾七円八拾八錢 在品捨売損害高
- 一 金四万四千七百八拾參円七錢 放棄売懸代金高
- 一 金千四百參拾五円 店舗備付品捨売損害高
- 計 金八万五千八百九拾五円九拾五錢也

詳細ハ別紙参考書ニ添付セリ

六 其他参考トナルベキ事項

- 一 開業年月 大正八年四月
- 一 閉業年月 大正十一年十二月
- 一 独立營業者ナリ
- 一 資本金 約金貳万円時ニ増減アリ

一 大正十年度一ヶ月又ハ一ヶ年ノ平均収入

一ヶ月平均利益金五百円 一ヶ年平均利益金六千円

一 大正十一年度一ヶ月又ハ一ヶ年ノ平均収入

一ヶ月平均利益金參百円 一ヶ年平均利益金三千六百円

一 大正十一年度、露国營業鑑札ノ等級及其金高、最初浦塩斯德市セメノース街ニ於テ太陽藥品株式会社出張所ノ名義ニテ共同營業ヲナセンモ、大正十年十月其營業ヲ讓受ケ、後同市カレースカヤ街三十四番北清洋行店內ニテ營業ニ従事ス、北清洋行トノ店舗貸借ハ参考書綴ニアル別紙契約書ノ如シ

一 大正十一年度日本居留民会等級及会費

金高 等級 八等 会費金六円

一 使用人員

一人 營業者ノ長男萩原友太郎

一 右ノ外参考トナルベキ事項

營業者甚次郎及長男友太郎の露国旅行券ノ写真及商品輸出免状ノ手元ニアルモノ、最近ノ謄本別紙参考綴ニ添付セリ

大正十二年 月 日

右

萩原 甚次郎

外務大臣 伯爵内田康哉閣下

この申請書は荻原家の所蔵文書である。この申請の成果は不明であるが、この文書により、浦塩斯徳に進出して、売薬及び薬種の販売をしていたことが知られる。

(エ) 中国における売薬の発展

大正十二年の輸出売薬生産額は、県統計書によれば、約五〇万八〇〇〇円である。翌十三年は約六三万九〇〇〇円と順調な伸びをみせている。輸・移出の合計は不明だが、十三年十月五日の「富山商業月報」は、次のように述べ、支那売薬の概況を示している。

△支那への輸出額

富山売薬同業組合の調査に拠れば、大正十二年度の売薬輸出額は主として支那及び南洋で三十二万二千四百三十三円、内支那への輸出額は二十二万三千百三十六円であるが、右は税務署の免税輸出手続を経た完全の製剤額で、此の外実際輸出せらるるものには、半製品並に原料及び包装等を輸出し、支那各地で製剤し富山売薬として販売するものがある、右は実際に於て余程の多額に上る由で、其の正確な数字を掲げ難いが有力なる当業者の見込では、大正十二年のみに於ても前記半製品又は原料其の他として輸送し、支那にて製剤販売せらるるものの金額は、免税輸出手続のもの倍額を下らなからうとのことである。而して十二年までは度々支那の伝統的年中行事とも称すべき、日貨排斥の暴挙に遭遇し、販売上種々なる困難があったが、本年は春來排斥の妄動なく、取引関係は一般に順調なるに加へて、一方銀価の昂騰其の他に依る為替関係で支那人の購買力増進した等の為め、富山売薬

の輸出も近年稀有の好況を呈し、其の額昨年輸出の倍額を下らず、即ち十二年支那への総輸出額を六十七万円とすれば、十三年は其の倍額の百三十四万円を下らないだらうとされて居る

△南清への輸出額

全支那に亘って輸出せらるる総額の概算を前記百三十四万円とし、之れを南清と北清に輸出せらるるものに分ちて其の正確なる全額を知ることとは困難であるが、是亦当業者の見込では約半額と概算して大差なからうとのことであるが、即ち南清を約半額とせば其の輸出額は六十七万円となる、但し実際南清への輸出額は北清の夫れに比して多額であるが、実数を得難いから大凡其の見当で約半額宛と概算したので

輸出の発展によりこの世の春を謳歌すると見えた支那売薬にも、中国の南西部からスタートし、全土に波及しだした漢民族の自決運動は大きな影響を与えた。大正十四年から昭和三年までの輸出売薬生産高は、十三年のその半額、三〇万円代で推移することになった。

「富山商業月報」(大正十三年十月十五日)は、中国の国内事情と支那売薬の将来について、次のように伝えている。

而して内乱の結果は支那全体への輸出関係に対し多少の影響を及ぼすこと言を俟たないが、就中上海付近を始め南清一帯との取引に対し最も甚だしく影響を及ぼすべく、其の主要の点を掲ぐれば、輸出高に及ぼすものと代金回収に及ぼすものと之れを概説せんに

(一)輸出額に及ぼす影響 毎年の輸出状態は其の額季節に依って繁閑あり、一年を通じて輸出の最盛期と云ふべきは三月より八月までの約半歳で、他の半歳は輸出高が僅少に過ぎないから、今次の内乱が旧例に依り年内又は越年するも、年初に終熄すれば販売の成績上恐らく大なる悪影響を及ぼさないだらうが、万一戦乱の長期に

涉れば来年の輸出は大打撃を被るであらう、其の内乱区域の拡大するに伴ひ、独り南清方面のみでなく支那一円に対する総輸出額の上に大打撃を及ぼすであらう

(二) 代金回収に関する影響　輸出売薬の取引慣習は、薬品額（局方剤の如く売薬ならざる薬品）は普通現金取引で、売薬取引は普通現金及び延の二法あり、延取引には約束手形又は小切手（小切手も普通延日付のもの）で支払はれ、其の期日は大抵三箇月のもので、凡て支那の銀行又は個人経営の錢莊營業者宛のものである。（錢莊營業者とは日本両替商の如きものだが業務は銀行同様である）而して取引額の約三分の二は延期日で行はれつつあるが、此の額も正確に数字を知り難きも、概算数十万円に上ることは想像し得らる。此等の銀行及び錢莊營業者は戦乱となるや直ちに閉店して支払を停止するの虞がある、然るときは裏に受取り居る受取手形は不渡となり、此点は現実に大なる影響を受くるのである

概要右の如くなるも目下は開戦の初期にして、影響に関する事実の通信なく具体的に判明せないが、兎に角相当の影響打撃は免れ難しと見らるのである。以上は去月十二日の調査に係るものであるが、爾後内乱は癒々拡大して北清より更に広東に及ぶの形勢となり、戦期も相当に永きに渉るものと見らるるに至り、輸出売薬の爲めに非常の打撃を被るが如くなるので、同所では更に同月十八日、本年の売掛金は回収不能となり本年の輸出額も大減少を来さないかと再調査した概要は左の通りである

一 本年支那への総輸出額を概算百三十四万円とし、之れに対し受取の手形三箇月期日にて完全に決済せられ居るものとせば、輸出最盛期は三月より八月までであるから、其の三箇月の売却高約半額として、六十七万円の三分の二約四十万円内外は回収済となり、戦乱の爲め回収困難なるは他の半額約四十万円内外となるべき筈であるが、事實は三箇月の期日に完済せらるるもの寧ろ稀であつて、多くは手形の延期又は書換せらるるものが

多いから、前三箇月の売却代金に於ても回収困難に陥るもの少額に止らない。今仮りに三月四月の分のみ完全に回収し居り、五月分は後三箇月分と共に回収困難に陥るものとせば其の額約六十万円に及ぶであらう

二 北清にても奉天は動員状態で、今や山海関付近に於て大会戦を予想せられ、奉天紙幣は下落して最近まで金票と殆んど同額であったものが、今日は半額となった如き状態であるから一層回収は困難であらう

三 支那の大節季は端午及び仲秋と年末とで、其の大節季には手形以外のものは多く完済せらるるの風習なれども、今年仲秋は恰も内乱の勃発直後とて、手形以外短期の回収金も大打撃を受くる訳である

四 福州、香港、厦門、長沙等は未だ戦乱起らず、今日の処此の方面の影響は比較的大ならず、将来とても戦争は余り最南方に及ばない見込であると

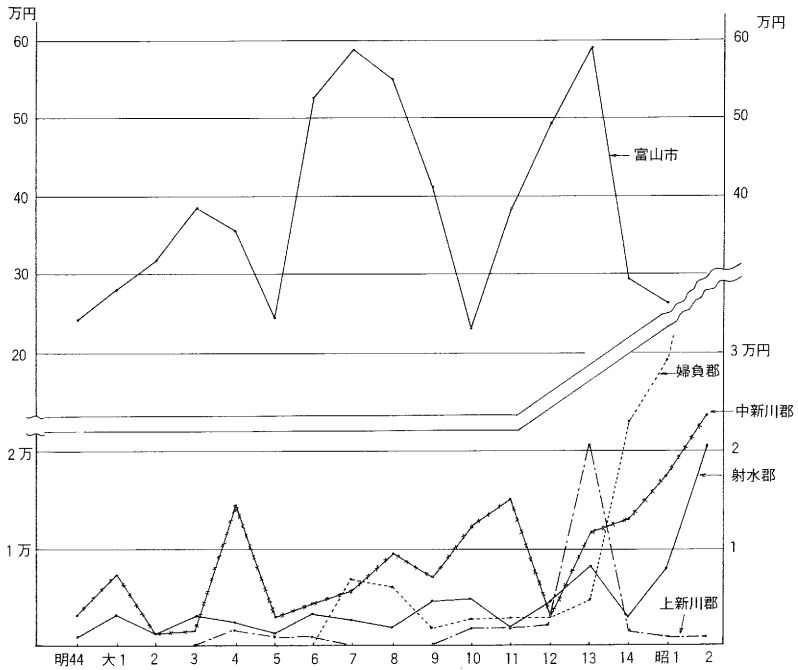
以上の如く大体は前回の調査通りで、支那への輸出売薬は数年来の日貨排斥以上に非常に大打撃を被るに至るだらうとは、当業者一般の危惧する所なるが如し

〔資料集成〕九四〇―一二頁

(オ) 輸出売薬の生産地域

以上のように、大正期から昭和初期の輸出売薬生産は圧倒的に富山市が多い。図でその生産地域を示すと、生産額は桁違いである。その他では中新川郡が平均的に高い数値を示すが、滑川売薬がその中心である。大正末期になると、婦負郡が伸びてくるが、四方売薬の伸びと考えられる。

輸出売薬の郡市別生産額（大正年代）



(『資料集成』より作成)

第五節 大正期の富山売薬業の推移と関東大震災

一、富山売薬業の躍進

(ア) 売薬生産の地位の上昇

大正期に入って富山県では、北陸線が全通し、水力発電が開発され、商工業が発展、大正十年には県工業生産額(七二〇万円)が遂に農業(六二九七万円)を上回り、農業県から工業県へ大きく転換した。デモクラシー時代を迎えて、新しい風俗が流行した。モガ・モボのハイカラな洋服と髪形が出現、また都市にはカフェー、喫茶店、映画館が繁栄し、野球、テニス、玉突きが流行しはじめ、自動車が出現した。

富山売薬業は、第一次大戦の影響をうけて初めは、原料薬の騰貴により、生産が伸びなかったが、その終了ころより急速に拡大成長した。即ち統計資料によると、大正元年は五〇二万円、五年は五二七万円であったが、十年には一三三四万円、さらに十五年の昭和元年には二七二〇万円にと飛躍的に伸びた。

それは、富山県総生産額の中で占める比率を、年と共に高くしていった。大正元年では、売薬生産額の県総生産額の中の比率が八・三%であったのが、五年には九・一%になり、十年には九・二%そして昭和元年には一五・二%と高くなっていった。なおその鉱工業生産額の中にしめる比率は、先に述べたように四分の一に達して、その第一位をしめたように、文字通り、県の代表的重要産業であった。

富山県売薬生産の地位

	県総生産額	売薬生産額	その比率
大正元年	六〇六七万円	五〇二万円	八・三
五年	五八二三	五二七	九・一
十年	一五〇二一	一三八四	九・三
昭和元年	一七八一一	二七一〇	一五・二

〔資料集成〕統計三四

(イ) 郡市別の動き

このような成長は、県内の各郡市別統計においても、見られる。ここではその主なる郡市について、とくに大正元年、十年、昭和元年においてみよう。統計上、内地売薬の生産をみることにする。

主な郡市別売薬生産額(単位 万円)

	上新川	中新川	婦負	射水	東砺波	富山	高岡	計
大正元年	一〇	七四	三八	二六	六	三〇六	六	四七三万円
十年	三九	三九七	一二二	六四	一七	六九四	一九	一三五九
昭和元年	八一	九四五	二一〇	一三八	六四	一二〇二	三〇	二六七九

いずれの郡市も大きく伸びた。そして富山に次いで、中新川郡、婦負郡、射水郡の順位である。なお郡市の地域割は、現在と相当に違っているので、説明を加える。上新川郡には東岩瀬町、新庄町(共に現富山市)が含まれ、中新川郡

には滑川市、水橋町（現富山市）、上市町、そして婦負郡には四方町（現富山市）が入り、射水郡には小杉町（現在のまま）、東砺波郡には中田町（現高岡市）が含まれている。この表では大正期には、中新川郡の滑川、水橋、上市地区の比重が大きくなり、富山市に接近する勢をしめした。大正元年では、富山市の生産額は全体の六四・六%をしめしたが、昭和元年では四四・八%に下った。中新川は一五・六%から三五・二%に上り、県の第二の拠点となった。

次に、輸出売薬の生産額の推移をみると、大正元年は県全体として二九万円であつて、内訳は、富山市二八万円、中新川郡七六〇〇円、射水郡三四〇〇円であつた。大正七年頃から婦負郡が七〇〇〇円の生産を示し、富山市も五九万円に急上昇し、県全体として六〇万円を超えた。しかし主力の中国では、日貨排斥の問題が漸くきびしくなり、昭和元年には、県全体の輸出売薬の生産は三一万円に減少した。内訳は富山市二六万円、婦負郡三万円、中新川郡一万七〇〇円、射水郡八〇〇〇円であつた。

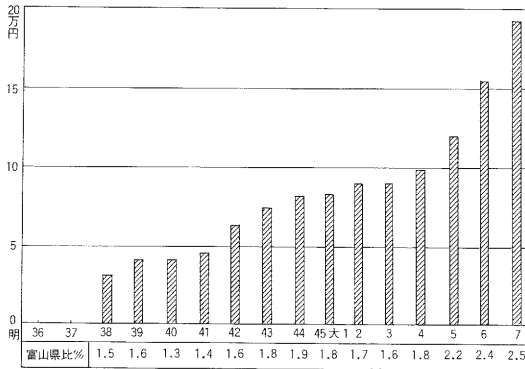
輸出売薬の第二位また内地売薬の第三位の婦負郡の中心は、四方町である。以下四方売薬について考察することにする。

二、四方売薬

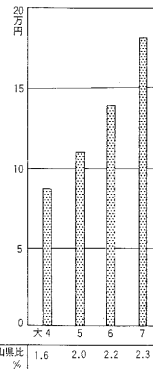
『四方町沿革誌』に、幕末期の西岩瀬、四方港から積み出された産物は、米と売薬が主要なものであつたとある。富山藩の唯一の港であり、領内の物資の輸出入港であつた。富山の売薬商人の荷物もそこから旅先に送り出された。四方の売薬業者は富山で製薬されたものを仕入れ、全国各地に配置していたようである。

四方売薬の起源について、『四方郷土史話』では、明確ではないが、十九世紀半ばの過去帳に、売薬の旅先で死亡の

富山売薬株式会社の売薬製造定価額
(M36~T7)



茶木谷広貫堂
の売薬製造
定価額 (T4~7)



(『四方町沿革誌』『資料集成 統計』より作成)

記録が多いことから、「文化・文政の頃には、関東はもちろん、北は奥州、南部方面、南は九州まで行商に出ている」と述べている。

明治十六年、売薬業者は単に配置のみから自分等の手による製薬を企図し、蛭谷久四郎、池田清太郎、細井安五郎、菊森太七郎等一〇名が中心となって、富山の中川雅由を中心に製薬会社「精寿堂」を富山市山王町に創立した。当時行商人数三四〇名を数え、盛況を呈する会社であった。

また、明治十七年には、嵯峨孫三郎、嵯峨源太郎が細井安五郎と相談し、四方広貫堂を堂主茶木谷清平で創設した。明治四十一年には約八万一六〇〇余円の売薬製造定価額をみせている。大正四年、江戸最寄会の一団が、嵯峨家から営業方数を譲り受けて、株式会社茶木谷広貫堂を創設した。

大正十年一月の富山日報調査によれば、前記二社は、それぞれ資本金一百万円の株式会社となり、約四分の三ほど払い込みが終っている。

県内の売薬会社としては、払い込み率の高い会社であり、順調に成長していたものと思われる。

大正七年の両社が生産した売薬製造額は、県全生産の約5%を占めている。ただ、この四方地区の売薬業者が全国のどこを中心に配置してい

たのかは、あまり明確ではない。

『四方郷土史話』には、「大正年間では、売薬業者も年々増加して五百名余となり、その他支那（中国）、朝鮮（韓国）等にも輸出するようになり、大正末期には台湾（中華民国）へも行商人が出向いて隆盛を極めた」とあることから推し、全国各地へ出向いたように思われる。

『四方町沿革誌』の茶木谷広貫堂沿革説明にある江戸最寄会に関して、「本町に於ける売薬行商の嚆矢は遠く維新前百有余年の昔に始まり、爾後明治十七年に至り、東京地方へ行商せし梅野五四郎、牛島喜助、本郷藤七、石田庄三郎、畑新吉、牧野長親、七間与八、内田佐五平の諸氏主唱となり同志（当時江戸最寄と称し）二十有余名一団となり、富山広貫堂付属を分離し嵯峨孫三郎氏を経営者として売薬製造を目的とする茶木谷広貫堂を創設し、営業方数十三方を以て専ら行商拡張に努力せり。明治二十八年嵯峨源太郎氏後継経営者となりし後は各府県へ行商する者逐次増加し、殊に朝鮮移出売薬の行商員を派遣する等累年生産高の増加を示し……」とあることから推し、東京方面を中心にする売薬地域であったとも考えられる。

三、関東大震災と売薬業の被害

大正十二年九月一日の関東大震災は、未曾有の大災害であったが、その救援のため、県は九月六日内務省衛生局の要請で、富山市広貫堂、果売薬同業組合、中新川郡滑川製薬会社より目薬、はり薬、膏薬等を徴発した。広貫堂は各種売薬品八一万袋を凡て定価より六割引で徴発に応じた（資料集成「七九七―七九八頁」）。また、富山市役所では、九月二十日までに薬品九万五二三四点が義捐品として集まった（『富山市史』）。

売薬業界や県内からの援助は斯様な状態であつたが、被災地の売薬業者が直接どの様な被害を受けたかは、あまり明確ではない。

大正十三年二月三日の「富山日報」には、次のような記事がある。文中に四方売薬の損害高が約十数万円とある。同年富山県の内地売薬価額が約一六三万円であるから四方だけで県売上約一%の価額分の被害を受けたことになる。

昨年の大震災の爲め被害を受けた本県内罹災者に対し、既に税務署は其の被害の程度に依つて本年の所得税及營業税の軽減、並に免除をもなす事として、去月十二日以来各市町村役場を経て夫々損害額を具して税額減免の申請をなさしめつゝあつたが、愈々去る三十一日を以て締切となし、一昨日からは各税務署共一斉に之が調査に着手して居るので何れも大多忙を極めて居る、其中富山税務署管内に於ける被害高は最も甚だしく、殊に婦負郡四方町売薬家の如きは流石さしがに全滅の状態にあるとふれた程あつて、其損害高も約十数万円に達して居ると云ふ、然して富山管内右期間の申請件数は六十六件で、内一人被害高の最高一万五百四十六円最低二百五十五円、それ等の多くは売薬にて、住宅焼失は勸業銀行富山支店長申請の一件のみである。（「富山日報」大正十三年二月三日）

富山売薬業は旅先地における營業であり、旅先地の災害は營業そのものの被害となる。東京に行商するものが多い四方町では、その被害は最も大きかつた。その復興には、焦土の中の得意先を基盤にして再び配置を始めることから出発した。旅先地の火災や水害や台風台風の被害に対して、業者は影響が甚大であればあるほど被災地に見舞を怠らず、多額の義捐金、見舞金を寄付すること、また多年にわたる得意先には、親類と同じような関係が形成されていて、懇切に見舞を行うという慣習が根強く成立してきた。